

事業計画書

令和2年4月10日

横浜市 長

所在地 横浜市港北区鳥山町1735

申請者 団体名 公益財団法人横浜市総合保健医療財団

代表者職・氏名 理事長 水野 恭一

1 団体状況

- (1) 団体の理念・基本方針
- (2) 財務状況
- (3) 応募理由
- (4) 社会福祉活動等の実績

2 事業実施方針

- (1) 生活支援センターが地域で果たす役割と機能
- (2) 指定期間中の事業展開方針

3 収支計画

- (1) 収支計画の適正性

4 職員配置・育成

- (1) 職員の確保、配置
- (2) 職員の育成

5 施設の管理運営

- (1) 事故防止への取組
- (2) 緊急時（防犯・防災等）対応
- (3) 個人情報保護・情報公開への取組
- (4) 障害者虐待防止・権利擁護への取組
- (5) 利用者の意見聴取・苦情解決への取組
- (6) 指定管理料の効率性

6 具体的事業内容

- (1) 日常生活の支援（居場所の提供、各種有料サービスの提供）
- (2) 相談支援
- (3) アウトリーチ（訪問・同行支援）
- (4) 嘱託医相談
- (5) 地域連携
- (6) 自主事業
- (7) 家族支援
- (8) 普及啓発活動
- (9) 精神障害者退院サポート事業
- (10) 障害者自立生活アシスタント事業

1 団体状況

(1) 団体の理念・基本方針

① 団体の基本理念

「個の尊重」「安心と信頼」を大切に質の高いサービス提供を目指します。

私たち公益財団法人横浜市総合保健医療財団（以下、当財団）は、急速な高齢化に伴い増加が予想される要介護高齢者や、精神障害者等の要援護者が、住み慣れた地域社会で安心して家庭生活を送るために、保健・医療・福祉という枠組みにとらわれない新しい取組を通して、ニーズに即応した、柔軟、且つ、きめ細かいサービスを提供することを趣意として、横浜市総合保健医療センターの建設にあわせて平成4年4月に設立されました。この先進的な目的実現のため、当財団は行政との連携はもとより、保健、医療、福祉関係者、関係機関、関係団体等、地域社会の人的、社会資源の結集を図りつつ一丸となって取り組んでまいりました。

当財団が行う主な事業は、「精神障害者支援」「要介護高齢者支援」「地域医療機関支援」の3つで構成されます。



法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

1 団体状況

② 精神障害者支援部門の基本方針

精神障害者を取り巻く状況は変化し続けています。横浜市では身体・知的・精神の障害の中でも精神障害者保健福祉手帳の取得数が最も増加し、特に高齢者が増加しています。

精神科病院の長期入院者の退院できない理由の約3割が居住・支援がないためであり、地域移行の更なる進展と継続が求められています。近年、精神障害者の就労数は増加していますが、一方で就労継続が難しい事例が多く、就労定着支援等のあらたなサービスも開始されました。また精神障害の対象も多様化しており、発達障害や新たな依存症（ギャンブルやゲームなど）、また引きこもり事例への対応等が新たな問題として浮上しています。

横浜市の第3期障害者プランでは、「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・くらししていくことができるまち、ヨコハマを目指す」を基本目標としています。このような社会を目指すため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を軌道に乗せ、総合支援法に基づく公的サービス利用に加え、地域の共助的な社会資源やサービスの協力も得ながら、自己決定権の保証された地域生活を支援していくために、以下の運営方針により精神障害者支援事業に取り組んでいます。

【精神障害者支援部門の基本方針】

私たちは、精神障害のある方々のリカバリー※を実現するために本人と本人を取り巻く環境に働きかけます。本人が主体的に人生を選択し、地域の中で暮らしていくための支援をします。

※ 当財団が考える「リカバリー（再生）」とは、単なる病気からの回復ではなく、病気をもちながら新たな生を生きる「人としてのリカバリー」を意味しています。精神疾患による障害への影響を乗り越え、成長する中で人生についての新たな意味や目標が見出されていること、人としての「再生」を意味します。

【行動指針】

1 「人権」「主体性」を基本におく支援

利用者の人権を守り、それぞれの意思と選択に基づいた支援を行います。

2 「地域生活重視」の視点に貫かれた支援

利用者が生き生きと地域生活を送ることができるときのための支援を行います。入・通所型サービスでは利用期限を設け、短期間で目標を達成する支援を行います。

3 計画に基づく支援

利用者のニーズを適切に把握し、計画に基づいた支援を行います。

4 一人ひとりのニーズに合わせた支援

利用者個々のニーズに合わせ、医療・生活支援・就労支援の各事業が連携・協働しトータルな支援を行います。

5 他の社会資源との協働による支援

地域の支援ネットワークの一員として、他の社会資源との協働による支援を行います。また、利用者の地域での生活に必要な継続的サービス提供体制を関係機関とともに作り出します。

6 社会的課題を踏まえた先駆的な支援

常に社会的課題への視野を持ち、課題解決を図るための先駆的な支援技術・支援プログラム開発に取り組みます。また、得られた成果は積極的に関係機関に提供し、地域社会全体の支援技術向上を図ります。

この様に当事者個人への支援を進めるとともに、地域社会への啓発活動も併せて行い精神障害者が安心して生活できる共生社会の基盤形成に努めてまいります。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

1 団体状況

以上のような基本方針を実現するために、精神障害者支援部門では次の事業を実施しています。基本理念の実現のため、既存事業だけにとらわれず、精神障害者の地域生活に必要な事業を実施していきたいと考えています。

事業種類	特徴
精神科デイケア	地域に主治医がいる在宅の精神障害者を対象とした通院施設。
自立訓練（生活訓練） 宿泊型自立訓練	主に精神科病院からの退院者の単身生活への移行を目指し、地域生活移行への重要な役割を果たしている。
就労移行支援事業 就労支援センター	所内訓練の他「企業内訓練」を通して職業準備性を高め、一人ひとりの適性や希望に沿った就労を実現させる事業。 また、障害者の「働きたい」「働き続けたい」を実現させるための支援を行うセンター。
精神障害者生活支援センター	精神障害者の地域生活を担う。 現在、磯子区、神奈川区、港北区の3つの区で実施。
訪問看護ステーション	精神疾患や認知症の方を対象に訪問看護を実施。

（2）財務状況

公益財団法人として自立的な運営を目指し、横浜市総合保健医療センターの利用料金収入の増加や自主事業の実施、市の新規事業の受託など、自主的な財源の確保に努め、財政状況の改善に取り組んだ結果、平成30年度は、当期収支差額が48,476千円、次期繰越収支差額が468,185千円となり、

- ・指定管理料に対する依存度（総収入に対する指定管理料の割合）は49%
- ・当座比率（流動負債に対する現金・預金、事業債券の割合）は292%
- ・自己資本比率（総資産に対する正味財産の割合）は56%
- ・総資産回転率（総資産に対する総収入の割合）は133%
- ・借入金や有利子負債なし

となりました。

なお、法人税については、申告を要していません。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

1 団体状況

(3) 応募理由

当財団は、精神障害者等の要援護者が、住み慣れた地域社会で安心して日常生活を送るために、保健・医療・福祉という枠組みにとらわれない新しい取組を通して、ニーズに即応した、柔軟、且つ、きめ細かいサービスを提供することを趣意として平成4年4月に設立されました。

この先進的な目的実現のため、当財団は行政との連携はもとより、保健、医療、福祉関係者、関係機関、関係団体等、地域社会の人的、社会資源の結集を図りつつ一丸となって取り組んでまいりました。

平成11年4月の精神保健福祉法の改正に伴い「地域生活支援センター」が法定施設になりました。同年5月から横浜型の第1号施設である、神奈川区精神障害者生活支援センターを運営委託されたのも、それまでの当財団の精神保健福祉活動に対する高い評価と期待の表れだったと認識しています。

この生活支援センターの運営にあたっては、平成4年から運営している横浜市総合保健医療センターでの精神障害者支援施設（精神科デイケア、生活訓練、就労支援）で培ってきた経験や支援ノウハウを活かし、その後、順次開館していく各区の生活支援センターの規範となる「横浜市精神障害者生活支援センター運営マニュアル」を作成することができました。また、神奈川区生活支援センターは開設して20年が経過しており、利用者からの厚い信頼と支持を得ています。

今日的には生活支援センター設置当初の、日常の居場所的機能から、訪問・同行をはじめ、自立生活アシスタントや退院促進支援まで多岐にわたる支援機能が求められています。横浜市からの委託で開始した、神奈川区生活支援センターでの退院促進支援事業や、横浜市総合保健医療センター生活訓練施設での自立生活アシスタント事業が、生活支援センターの事業となり、自立生活援助として国事業のサービスにつながりました。

当財団としましては、これまで培ってきた地域関係機関との強いネットワークを継続し、利用者との「絆」を活かすと共に、横浜市での27年間にわたる精神障害者支援施設の運営実績とノウハウをもって、安定した支援サービスを引き続き行うことが、市民・利用者に対する私たちの使命であり責務であると考え、今回も、生活支援センターの指定管理者に応募するものです。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

1 団体状況

(4) 社会福祉活動等の実績

① 当財団の精神障害者支援の歩み

わが国の精神障害者福祉は法律の改正とともに変化を続けています。昨今、障害者総合支援法が改正され、精神障害者が長期入院から社会生活に移行する流れや、障害者就労の拡充により就労に至る流れが加速しています。現在は地域生活が継続できるような自立生活援助や、就労継続のための就労定着支援などの新たなサービスも開始され、新たなステージに入りました。

今後は、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築により、地域で生活する精神障害者を、多様な側面から包括的に支援してゆくことが求められています。

当財団は横浜市から横浜市総合保健医療センターの指定管理者に選定され、要介護高齢者支援事業、地域医療機関支援事業とあわせて、精神障害者支援事業を実施してまいりました。これまでも、高齢者とりわけ認知症をもった高齢者の地域包括ケアシステムの一端を担って活動を継続してまいりました。今後はこの様な経験を精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの運用にも敷衍してまいります。

精神障害者支援部門は、平成4年の開設当初、市内の社会復帰訓練施設の絶対的不足等に対応するため、独立型の「精神科デイケア」、「宿泊訓練（援護寮）」、「就労訓練（授産施設）」の3つの施設を一体的に整備する形で運営を開始しました。

[精神障害者支援のあゆみ]

- ・平成 4年10月 横浜市総合保健医療センター事業開始
- ・平成11年 5月 神奈川区精神障害者生活支援センター事業開始
- ・平成17年10月 精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」事業開始
- ・平成18年10月 神奈川区生活支援センターで「退院促進支援事業」開始
- ・平成18年11月 磯子区精神障害者生活支援センター事業開始
- ・平成18年12月 訪問看護ステーション「みんなのつばさ」開設
- ・平成19年 8月 精神障害者自立生活アシスタント派遣事業開始
- ・平成20年 4月 横浜市精神障害者地域生活推進事業（チャレンジ事業）開始
- ・平成21年 4月 就労訓練（授産施設）が自立支援法に「基づく「就労移行支援事業所」に移行
- ・平成21年 6月 横浜市総合保健医療センター内で「港北区精神障害者生活支援センター」事業開始
- ・平成22年 4月 生活訓練施設が自立支援法に基づく「自立訓練（生活訓練）」「宿泊型自立訓練」に移行
- ・平成31年 1月 神奈川区、磯子区、港北区生活支援センターで「自立生活援助」を開始
- ・平成31年 1月 就労移行支援事業所にて「就労定着支援」を開始
- ・平成31年 1月 総合相談室にて「計画相談支援」「地域相談支援（地域定着支援）」を開始

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

1 団体状況

② 精神科デイケア

一般デイケアと復職サポートプログラム(気分障害の休職者を対象としたリワークプログラム)を二本柱に据え、様々な精神疾患を持つ方に対し、機能回復を目指す医療的なサービスを提供しています。「目標志向型の治療的デイケア」を掲げ、「目的別・疾患別・通過型」という特徴を持ち、就職、復職、復学等を目指す目的別プログラム、統合失調症、発達障害、気分障害等に対応した疾患別プログラム、そして1年で卒業し次のステップへ進めるよう支援パスに基づいた支援を行っています。どの方も参加できる共通プログラムの他、疾患別のSST(対人関係の技能の獲得)や心理教育(病気の知識と工夫と仕方)等心理社会的プログラムを重点実施しています。また定期的な個別面接やケースカンファレンスを行い、リハビリテーションを効果的に行う体制を採っています。

平成30年度の一般デイケアの社会復帰(就職・復職・復学・地域社会資源への移行)率は60%を、復職サポートプログラムの方の復職率は85%を超えています。

また、利用者家族向けの「家族プログラム」を年4回実施し、リハビリテーションを支える家族へのサポートも行っています。

精神科デイケア延利用者数

平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)
9,361人	9,451人	9,083人

③ 就労訓練

就労訓練では、主に『就労移行支援事業』と『就労定着支援事業』を実施しています。

就労移行支援では、所内での作業訓練・各種講座実施に加え、企業内での実習(訓練・支援)を進めています。これは、施設内での活動だけでは、アセスメントや職業準備性向上に限界があるためです。また、作業に対する責任感や意欲の向上を図ると共に、自身の就労条件を検討する材料集めの為にも、企業の中で実際の業務を体験することが不可欠と考えるからです。

現在、利用初期～中期の方を対象に、「企業内訓練」(2～3人の実習生に職員1名帯同するグループ実習、4週間・全8回で実施)を、計3か所の連携企業において実施しています。また、中期～後期の方を対象に「職場体験実習」(個別実習、2～4週間・原則週5日)を、県や市が作成したリストに記載のある実習協力企業において、年間10か所以上で実施しています。

同時に、平成31年1月より『就労定着支援事業』を開始しています。本事業は、就労移行支援事業などを経て一般の事業所に雇用された、就労後6カ月以上経過した方を対象に、最長3年に渡り、就労定着を図る事を目的に、当事者や事業主への支援、医療機関や関係機関と連携を行うものです。

延利用者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)
就労移行支援	4,191人	4,504人	3,391人
就労定着支援		1人	100人

(注) 移行支援：平成30年12月に定員を24名から18名に変更、定着支援：平成31年1月より事業開始

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

1 団体状況

④ 精神障害者就労支援センター 「ぱーとなー」

精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」は、横浜市が設けている9か所の障害者就労支援センターのうち、唯一精神障害者を対象とした就労支援機関です。平成17年10月の開所以来、多数の当事者の方の利用があり、就労を希望する当事者の方の相談に応じるとともに、一人ひとりの障害特性や職業適性に応じた職場の開拓、職場実習やジョブコーチの派遣による職場適応支援等の就労支援を展開しています。

横浜市内では、近年、障害者の就労支援関係施設が多数新設されていますが、その一方、就労を希望しながらも様々な理由からその希望を実現することができない方々が数多くいます。就労支援センターでは、1人でも多くの方が働く喜びを感じられるよう、多様な職場の開拓や、医療機関、生活支援施設と連携した支援を進めていきます。

延利用者数

平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込み）
3,933人	4,358人	3,512人

支援就労者数

平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込み）
33人	28人	27人

⑤ 生活訓練

生活訓練施設は、精神障害者の地域移行において重要な役割を果たしており、主に退院者の単身生活への移行を目指した事業を展開してきました。

宿泊型自立訓練、自立訓練（生活訓練）、短期入所などの事業を通して「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に寄与する取組を進めています。短期間（原則6か月）の利用を通して、利用者が希望する地域生活を実現できるよう地域連携のもと重層的な支援を展開しています。宿泊型自立訓練では、長期入院者の受け入れを積極的に行い、地域移行の促進を図っています。

平成30年12月より自立訓練（生活訓練）において短期就労・生活支援コース「ファーストステップ」を開始しています。プログラムや個別活動を通して「働く・生活・健康」についての包括的な評価を行います。利用者がこのサービスを「はじめの一步」として活用し、そこで得た評価をもとに次のステップに進めるよう支援を展開しています。

生活訓練延利用者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込み）
宿泊型自立訓練	5,924人	5,886人	5,702人
自立訓練（生活訓練） （うちファーストステップ）	2,411人 （—）	2,826人 （109人）	3,011人 （455人）
短期入所	1,791人	1,770人	1,700人

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

1 団体状況

⑥ 訪問看護ステーション

平成 18 年 12 月に開設し 14 年目を迎える訪問看護ステーションです。精神障害者、認知症高齢者への訪問を中心とした訪問看護サービスを提供しています。

横浜市内には 300 か所近い訪問看護事業所がありますが、近年精神疾患に特化した訪問看護ステーションが数か所開設しており、地域で暮らす方たちへの支援の実践が必要と認められています。

また当財団の事業の一つでもある「横浜市認知症初期集中支援チーム」の一員としての役割も担っており、訪問を実践しています。

当ステーションでは、総利用者数約 140 名の利用者の 9 割が精神疾患をお持ちの方で、残り 1 割は認知症の方です。

サービスを提供する職員は、看護師、作業療法士で構成されており、多くの視点を持ちながら多職種による「誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて」支援を目指しています。

平成 23 年に厚生労働省は、従来の四大疾病に「精神疾患」を加え五大疾病としました。重点的に取り組むべき疾患として扱われるようになると同時に、り患者数の増加、社会環境の変化などから今後もメンタルヘルスは重視されることと思われ、訪問看護ステーションに期待されることも大きいことが見込まれます。

訪問件数

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度（見込み）
5, 254 人	5, 311 人	5, 167 人

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

1 団体状況

⑦ 神奈川区、磯子区、港北区精神障害者生活支援センター

平成 11 年 5 月に、横浜市の精神障害者生活支援センターの第 1 号館として、神奈川区生活支援センターが運営を開始して 20 年が経過しました。

その後、平成 25 年 3 月に 18 館目となる中区生活支援センターが運営を開始したことにより、横浜市では 1 区 1 館の整備構想は終了し全区整備が完了しました。

その間、神奈川区生活支援センターでは、平成 18 年 10 月より精神障害者の社会的入院の解消を目的とした「精神障害者退院促進支援事業」を横浜市のモデル事業として開始し、平成 19 年度からの他施設での本格的実施のパイロット的役割を担いました。

その後、横浜市では平成 23 年度から名称を「横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業」と国の要綱に沿う形で改称しましたが、平成 31 年度には「横浜市精神障害者退院サポート事業」と名称を新たにし、市単独事業として現在に繋がっています。

当財団は、平成 18 年 11 月には市内 7 館目の施設となる「磯子区精神障害者生活支援センター」の指定管理者として選定され、同時に指定相談支援事業者として指定を受け、地域の各機関と連携を取りながら、地域で暮らす精神障害者の生活支援、自立に向けての支援を続けています。

また、平成 21 年 6 月には、市内 14 館目の施設として、当財団では 3 館目の運営施設になります「港北区精神障害者生活支援センター」を横浜市総合保健医療センター内に設置し運営を開始しています。

以上のように、当財団では市内 3 区の生活支援センターの運営を行っていますが、これは横浜市総合保健医療センター内の各精神障害者支援施設や第 1 号施設の神奈川区生活支援センターの運営で培われた経験と、それに基づく豊富な人材を有し、適材適所に配置できているからこそ実現可能となっていると考えています。

生活支援センター延利用者数

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元度（見込み）
神奈川区	21,953 人	20,921 人	17,783 人
磯子区	18,336 人	18,379 人	17,612 人
港北区	22,367 人	20,935 人	15,619 人

※ 延利用者数には、各生活支援センターの「地域移行・地域定着支援事業」、「計画相談支援事業」、「自立生活アシスタント事業」の延利用者数を含む。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

1 団体状況

⑧ 横浜市総合保健医療センター 診療所

19床の有床診療所を運営しています。19床の内の7床は、在宅の寝たきりの方等の医療対応が必要な高齢者等の短期入院を受け入れています。19床の内の12床は介護療養型医療施設であり、介護老人保健施設では対応しきれないような医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ中重度者を受入れています。

外来は、高齢化社会でのニーズが高い「生活習慣病外来」と「認知症専門外来」に特化しています。特に精神科は平成27年2月から「横浜市認知症疾患医療センター（地域型）」に指定され、複数の認知症専門医が、MRI、CT、核医学検査等の高度医療検査機器を活用して精度が高い鑑別診断を実施しています。年々高まる市民のニーズに応え、市内4か所の認知症疾患医療センターで唯一の1,000件以上の鑑別診断件数の実績を維持してきました。

平成28年9月からは港北区の「横浜市認知症初期集中支援チーム」を、平成29年6月からは神奈川県から、平成30年度からは横浜市から「横浜市若年性認知症支援コーディネーター事業」を受託しました。「認知症疾患医療センター」は専門的医療機関ですが、認知症の人の生活に密着した事業も並行して行うことで、その専門性を認知症の特性から起こる様々な生活上の課題の解決にも活かしています。

診療所 入院 延利用者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)
診療所病床(19床)	6,555人	6,797人	6,656人

診療所 外来 延利用者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)
生活習慣病外来(延人数)	4,393人	4,432人	3,934人
特定健康診査等	140人	224人	153人

認知症疾患医療センター

鑑別診断件数(実人数)	1,076人	1,155人	1,149人
認知症専門外来(延人数)	3,517人	3,512人	3,088人

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

1 団体状況

⑨ 精神科初期救急

平成16年10月から、精神科初期救急（一次救急）を横浜市総合保健医療センター診療所で実施しています。

精神障害のある市民の地域生活を支える基本的な仕組みの中には、いつでも安心して適切な治療を受けられる精神科医療体制を確保することが不可欠となります。二次及び三次救急については24時間体制が整備されましたが、他の疾患と比べ精神疾患に対する救急医療は十分とは言えません。横浜市総合保健医療センターでは、地域の精神科医療機関の精神保健指定医の協力を得て、市内で唯一、多くの医療機関が診療を実施していない土曜の午後及び日曜・祝日・年末年始の日中の初期救急診療を実施しています。

具体的には、本人又は御家族が、精神科救急医療情報窓口で電話相談し、外来診療が必要であると判断された場合、精神科救急医療情報窓口から当センターに診察依頼の連絡があり、担当医師は窓口の職員が電話相談で聴取したインテーク情報を踏まえて受入れを決定し、外来診療を行います。

受診者数

平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込み）
58人	54人	76人

⑩ 横浜市総合保健医療センター 介護老人保健施設（しらさぎ苑）

介護保険制度に基づき、要介護認定された高齢者の方々に「施設サービス」「短期入所」「通所リハビリテーション」の介護サービスを提供する、「加算型」の在宅復帰・在宅療養支援機能を持ったリハビリテーション施設を運営しています。

認知症専門医と共に、知識・経験の豊富な認知症看護認定看護師や認知症ケア専門士を配置し、認知症高齢者の支援の質向上に努めています。

また、公立施設の使命として、医療的ケアの必要な方や認知症の方、単身独居の方等、市民要望の強い方々を積極的に受け入れるなど、地域における支援体制の一翼を担っています。

介護老人保健施設 延利用者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込み）
入所（定員80人）	26,904人	27,267人	27,496人
通所（定員20人）	3,917人	4,226人	4,487人
合計	30,821人	31,493人	31,983人

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

2 事業実施方針

(1) 生活支援センターが地域で果たす役割と機能

生活支援センターは、「共生社会の実現」や「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念に基づき、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」(※)の構築に向けて中心的な役割を果たします。

精神障害者を「地域の中で支えるための支援」を行うと共に「精神障害者を支えられる地域づくり」を行います。4つの助(自助・互助・共助・公助)のもと、多様な「生活のしづらさ」に対して丁寧な支援を行い、個別支援で解決できない課題に対しては「協議の場」を通して、多様な主体とのつながりを創りながら、その解決を図ります。そのように個別支援(リカバリー支援)と地域づくりの循環を通して、精神障害者の誰もが安心して暮らせるよう重層的な連携による支援体制の構築を図ります。

(※)「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムを指します。

生活支援センターの役割・機能

生活支援センターは

「精神障害者の社会復帰と自立及び社会参加の促進を図るとともに、精神障害者に対する理解の促進を図ること」(要綱)を目的としています。



精神障害者支援部門の基本方針

『私たちは、精神障害のある方々のリカバリーを実現するために本人と本人を取り巻く環境に働きかけます。

本人が主体的に人生を選択し、地域の中で暮らしていくための支援をします。』

私たちが実施する全ての精神障害者支援事業の基本方針です。毎年「リカバリー」をキーワードに全職員を対象とした研修を行っています。

団体名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

2 事業実施方針

磯子区内の障害者を取り巻く現状や地域状況を踏まえ、磯子区生活支援センターとして特に強化して推進すべきであるとする機能・実施方針を以下に記載します。

以下の 3 つの方針を支える土台として、人材育成の観点は重要です。支援する側の「専門職の質の向上」はもちろんのこと、それだけに留まらず、「精神障害について正しく理解し、人としての尊厳を重んじ個々のリカバリーの可能性を信じ、共生社会を実現する」という同じ想いを抱くことが、地域全体の範囲において当たり前となることを目指して、互いに学びあい、活かしあう機会の創設により一層尽力していきたいと考えています。

方針 1 多様な相談支援の充実

生活支援センターで受ける相談は多様です。そうした様々な主訴、個別ニーズに対して柔軟かつ効果的に支援を届けるため、以下の点にポイントを置き地域における相談支援の中核としてさらなる充実を図ります。「何もせずに断らない」「抱え込んでしまい支援の可能性を狭めない」「利用者の権利や機会を奪わない」相談支援を目指します。

①全機能（事業）を有機的に連動した相談支援展開

相談受理、初動を速やかに行い幅広い相談に応じると共に、支援センターで行う各事業がバラバラでなくアセスメントに継続性を持って、必要に即し迅速に実施・連動できるよう一次相談支援（委託の相談支援）機能を土台として各事業連動した相談支援を展開します。

②地域関係機関等との連携、役割分担による包括的な相談展開、生活の下支え

多様な相談内容、生活状況、個別のニーズに対して、人と環境の両面から支援を考える上で、生活支援センターのみで解決できることは多くありません。日常的に地域資源の一員であるという意識の下、他資源との連携、協働、分担を常としながらより幅広い相談支援を展開します。

③地域システムに根付き、街を作って行く相談支援

磯子区自立支援協議会を中心に地域システムに積極的に参画することを通じ、地域において必要とされていることは何かをタイムリーにキャッチすると共に、ケアマネジメントの考え方をベースに、多様な個別相談支援から見える街の強みや課題を発信・共有し、共に誰もが住める地域づくりに繋がるように働きかけます。

※具体的な実施内容については、様式 1-7(2) 相談支援を参照してください。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

2 事業実施方針

方針2 地域ネットワークの発展・充実（チーム支援の深化）

地域における支援の可能性を広げるため、また共に地域を作る裾野を広げるためにも、多様なネットワークの形成と成熟を図ることを役割と捉えます。世代を超え、障害種別を超えた幅広いネットワーク活動を通じて精神障害に関わるテーマの普及啓発を推進すると共に、ノーマライゼーションの理念に基づく共生社会の実現に向け、より実質的な連携の下でのチーム支援を展開し深化を図ります。計画相談支援等を中心とした個別支援にかかわる多機関連携はもちろん、その土台となる様々なネットワーク活動にも力を注ぎます。

より実質的な連携とは、①個別的・具体的であること、②本人自身の地域生活のあり様に焦点化されていること、③地域生活支援が先んじていること、④地域と医療の隔たりがないこと、⑤地域の必要課題に即し役割分担がなされていることと捉え、そうした意識共有を育むことから共に協働の幅を広げていくために積極的に働きかけます。

※この方針の具体的な実施内容は様式 1-7(5) 地域連携を参照してください。

方針3 誰もが安心して自分らしく暮らせる地域づくりに資する取り組み

磯子区生活支援センターは磯子区自立支援協議会の開設以前より、区内の関係機関との連絡協議会の中核として取り組んできました。その後区自立支援協議会内において、精神障害者部会として引き継がれ事務局を担っています。また相談支援部会をはじめその他の部会にも参画するとともに、両輪の関係とされる区福祉保健センター、区基幹相談支援センターと共に協議会全体の中核的な役割を担ってきています。様々なテーマが折り重なる地域状況において、本質的には「誰もが住みよい街づくり」であり、それぞれが会合う個別支援のケースから議論が離れてしまわないよう投げかけ、具体的な提案をしていく役割を続けています。

今後も街づくりにおいて精神障害に関わるテーマがしっかりと組み込まれていくよう努めながら、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」や「地域生活支援拠点」といった仕組みを柱とした地域づくりに寄与していきます。

※この方針の具体的な実施内容は様式 1-7(5) 地域連携を参照してください。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

事業実施方針

(2) 指定期間中の事業展開方針

① “多様な相談支援の充実” の展開

年度	事業展開方針
令和2年度 (今年度)	・支援センター内の相談支援展開の流れを確立し、個別支援を重ねる。 ・支援センター職員に対して研修等スキルアップの機会を企画・実施。 ・協議会等を通し、地域の中でさらに求められる相談支援の役割を把握。
令和3年度	・把握できたさらに必要な役割について機能整理しつつ実行。
令和4年度	・担う役割を通して地域全体の相談支援体制に対してよりよくする提案・企画
令和5年度～	・できることから実施しながらあらためて強みと課題の整理。その後の展開計画を立案し実行。

② “地域ネットワークの発展・充実（チーム支援の深化）” の展開

年度	事業展開方針
令和2年度 (今年度)	・既存の連携体制やネットワーク活動を継続。より焦点化すべきテーマの抽出と手が届き切れていない分野の把握を行う。 ・現状のチーム連携の強みや課題について協議会とも連動しながら把握。
令和3年度	・前年度の把握状況から、より計画的に連携やネットワーク会議へ参画。足りないものについては関係機関とも協議しつつ研修や実践連携を企画・実施。
令和4年度	・磯子区内のネットワーク活動全体において、すでに精神障害に関わるものとそうでないものの整理と連結を企画・協議。
令和5年度～	・できることから実施しながらあらためて強みと課題の整理。その後の展開計画を立案し実行。

③ “誰もが安心して自分らしく暮らせる地域づくりに資する取り組み” の展開

年度	事業展開方針
令和2年度 (今年度)	・区精神連絡会を協議の場としてより成熟させ、区の仕組みとして普及啓発するツール等を準備。 ・個別相談支援から気づいた地域の状況や課題を相談支援部会などを通して発信・共有できる仕組みをさらに検討・提案。
令和3年度	・精神連絡会対象の拡大。地域移行・定着支援を通して街づくりにつながる継続できる仕組みとして協議会内に浸透。
令和4年度	・経過のモニタリングを通し、個別支援から地域づくりへ還元していける仕組み作りに活かしながら、そのノウハウを他領域、部会等へも汎化していく。
令和5年度～	・できることから実施しながらあらためて強みと課題の整理。その後の展開計画を立案し実行。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

3 収支計画

(1) 収支計画の適正性

人件費については、生活支援センターへの配属の可能性のある職員の現員現給の平均額を基に、職員の昇給及びそれに伴う法定福利費、退職給付引当金の増等による人件費を見込んでいます。

ベテランから若手までの職員の異動を法人全体で行うことで、適切な人件費の管理に努めます。

施設管理費及び運営費については、平成26年度から平成30年度の実績を基に積算しており、出来る限り経費の節減に努めますが、計画相談支援事業のソフト及びPCの更新が5年ごとにあるため、令和6年度と令和11年度に更新費用を計上しています。

経常経費については、人事労務、物品購入等を法人本部に一元化することで、事務費を低減し、さらに消耗品等の購入時には廉価な同等品の購入や一括購入、入札・見積徴収等を行うことにより、経費の節減を図り、当初予算を維持します。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

4 職員配置・育成

(1) 職員の確保、配置

① 職員の確保

当財団は多くの専門職員を有しており、運営する各施設の配置基準に沿って有資格者を配置することは当然のことながら、さらにサービスの質を向上させるため、専門性を高めたスタッフを育成し、配置するよう努めています。

磯子区生活支援センターの職員も、当財団の専門職員から適材適所で配置します。

【職員の内訳及び資格など（嘱託・パートは常勤換算数）】

令和2年4月現在

部門	職種	正規職員	嘱託職員	パート	合計	その他の保持資格(重複あり)
総務部門	事務	7	5	0.5	12.5	ヘルパー1級 2人
	保健師	1			1.0	
	介護職	1			1.0	介護福祉士 1人 社会福祉士 1人
	運動指導員	1		1.8	2.8	健康運動指導士 1人
	社会福祉	4	1		5.0	精神保健福祉士 4人 社会福祉士 2人
	看護師			0.6	0.6	
診療部門	医師	5		2.7	7.7	精神保健指定医 3人 産業医 1人
	診療放射線技師	3			3.0	
	臨床検査技師	1		1.2	2.2	
	管理栄養士	1	1		2.0	
	作業療法士	1		0.8	1.8	
	理学療法士	2		1.6	3.6	
	言語聴覚士			0.3	0.3	
	薬剤師			2.0	2.0	
	公認心理師			0.9	0.9	
	看護助手			0.9	0.9	
看護部門	看護師	18	2.8	6.3	27.1	介護支援専門員 4人 認知症看護認定看護師 2人
	介護職	15	14	15.3	44.3	介護支援専門員 5人 介護福祉士 24人 社会福祉士 1人 ヘルパー1級 6人 認知症ケア専門士 4人 キャリア段位制度アセッサー 6人
	歯科衛生士			0.3	0.3	
	医師	1			1.0	精神保健指定医 1人
地域精神 保健部門	社会福祉	28	16.6	4.1	48.7	精神保健福祉士 30人 社会福祉士 18人 公認心理師 2人
	作業療法士	6		0.2	6.2	
	看護師	7	0.8	0.2	8.0	保健師 1人 介護支援専門員 2人
	事務		3	3.6	6.6	
	調理補助員			2.9	2.9	
	合計	102	44.2	46.2	192.4	

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

4 職員配置・育成

② 適正配置と担当業務

配置職員		主な担当業務
施設長		運営・施設管理全般を掌理
常勤職員(A)		相談支援専門員、サービス管理責任者、庶務、施設管理等担当
常勤職員(B)		相談支援専門員、地域交流・普及啓発担当
常勤職員(C)		自立生活アシスタント担当(専任)・自立生活援助担当
常勤職員(D)		退院サポート担当、指定一般相談支援担当、ボランティア担当
常勤職員(E)		生活支援(統括)、相談支援全般
非常勤職員(A)		自立生活アシスタント担当、家族会担当、庶務物品担当
非常勤職員(B)		退院サポート担当、生活支援担当、自主事業企画担当
非常勤職員(C)		生活支援担当、自主事業担当
非常勤職員(D)		生活支援担当、広報担当、食事サービス担当
パート職員		ピア相談担当、プログラム担当、施設運営補助、調理補助
全員の交通費(第一専任)	相談支援業務	新規登録、生活相談、健康相談(主として精神保健福祉士による専門的相談)
	窓口業務	受付、利用料徴収等
	個別支援計画	個別の状況に即した支援計画の策定
	訪問・同行業務	個別支援計画や必要に応じた訪問・同行業務
	退院促進事業	退院に向けた病院巡業、啓発・相談業務
	地域交流	地域交流、普及啓発業務

③ 勤務体制

原則、日勤は3名以上、遅番は2名のシフトによる勤務体制として行事や会議等に合わせて配置人数を増減させます。

[勤務時間]

日勤 8時45分から17時30分まで 休憩時間 60分

遅出 11時30分から20時15分まで 休憩時間 60分

[休館日] 日曜日

[勤務を要しない日] 週休2日及び年末年始(12月29日～1月3日)のほか国民の休日に相当する日数。

[休暇等] 当財団職員・嘱託職員就業規程及び短時間労働者就業要綱により付与します。

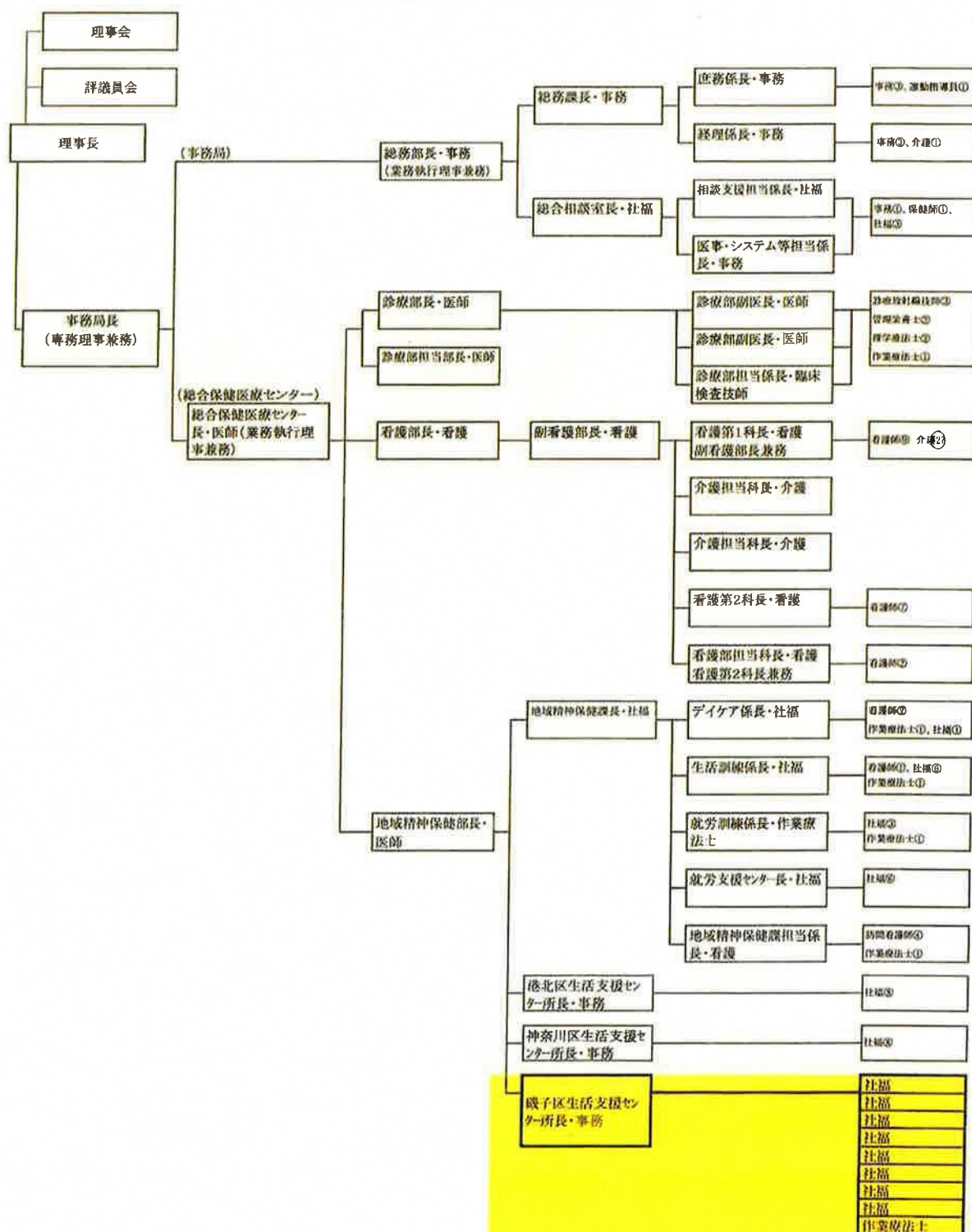
法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

組織図(令和2年4月1日現在)

※パート職員を除く



法人名



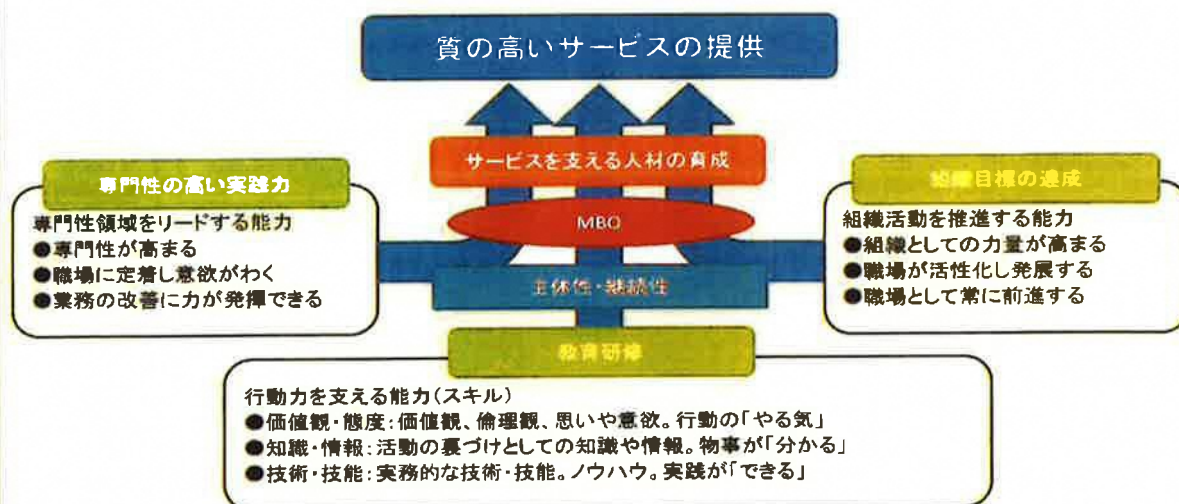
公益財団法人横浜市総合保健医療財団

4 職員配置・育成

(2) 職員の育成

(1) 育成の基本的な考え方

当財団の基本理念『「個の尊重」「安心と信頼」を大切に質の高いサービス提供を目指します』のもと、利用者サービスの質を左右するのは「人材」に負うところが大きいとの認識に立って、専門的・人間的能力の高い人材（職員）の育成を図ります。育成にあたっては、定期的な配置転換や目標によるマネジメント（MBO）を実施するとともに、体系的・継続的な教育研修を実施します。



(2) 配置転換

定期的に配置転換を行うことにより、職員に、当財団の運営する各施設で、多様な経験を積ませるとともに新しい知識を獲得させ、もって、職員一人ひとりの人材育成及び能力開発を図ります。

(3) MBO (Management By Objectives & Self-control: 目標によるマネジメント)

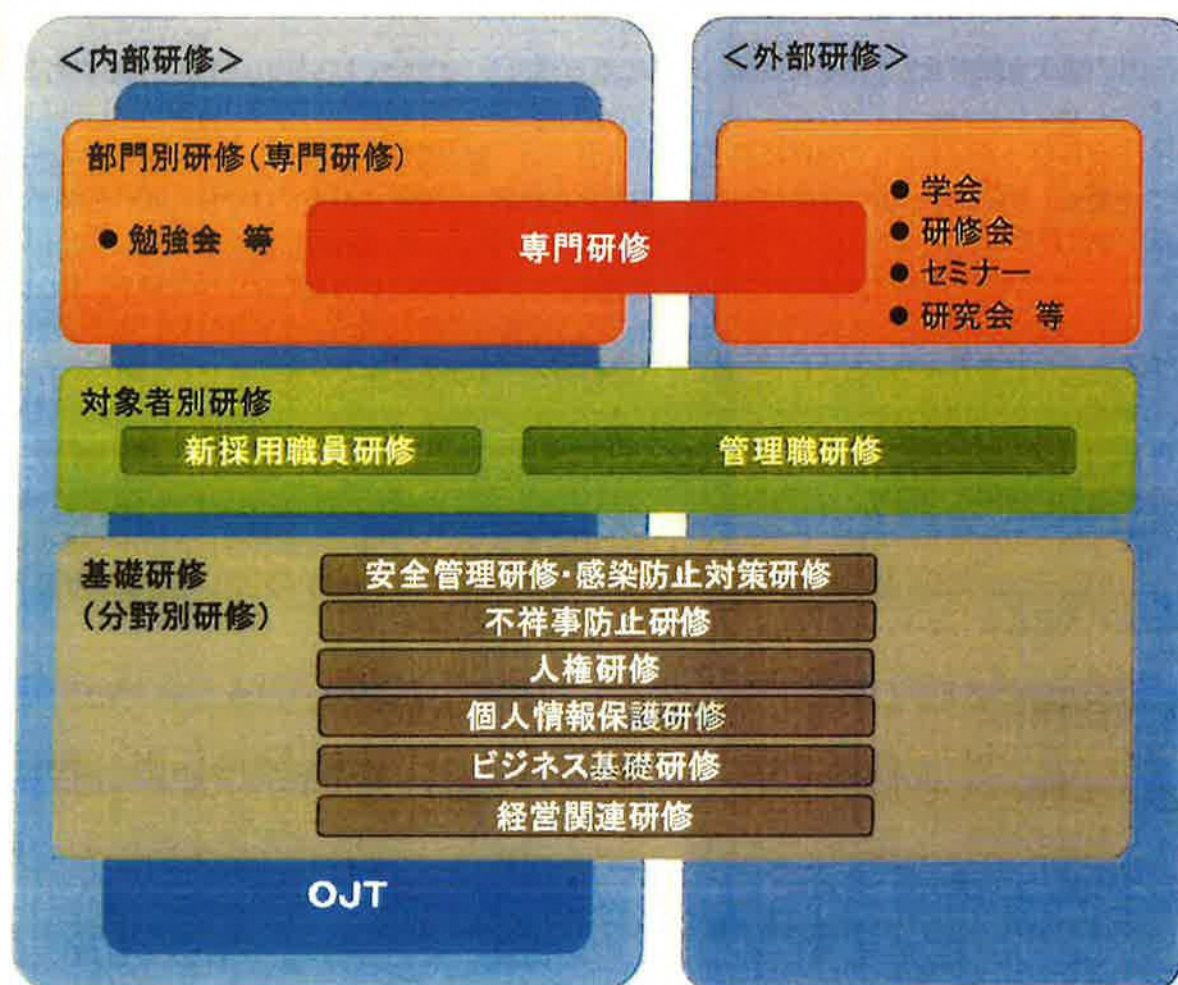
職員一人ひとりの人材育成や能力開発につなげていくことをねらいにMBOを実施します。

具体的には、部下職員が上司との「面談」を通じて目標や取組内容を設定し、上司と部下が共通認識を持って業務に取り組みます。上司は年度を通じて部下の業務に対する取組姿勢などを把握し、面談や普段の話し合いの中で適切な指導助言を行うことにより、職場のコミュニケーションの円滑化を図ります。

4 職員配置・育成

(4) 教育研修

○ J Tを基本とするとともに内部研修と外部研修を連動させた教育研修を実施します。



ア 基礎研修(分野別研修)

- (ア) 安全管理研修・感染防止対策研修 (イ) 不祥事防止研修 (ウ) 人権研修
 (エ) 個人情報保護研修 (オ) ビジネス基礎研修(文書・法制執務、ビジネスマナー)
 (カ) 経営関連研修

イ 対象者別研修

- (ア) 新採用職員研修 (イ) 管理職研修

ウ 部門別研修(専門研修)

精神障害者の理解と対応の基本、虐待防止等の基礎研修を実施するとともに、専門研修として、日本精神保健福祉士協会や横浜市社会福祉協議会等が主催する研修を活用するとともに、学会や研究会等への職員の参加を支援します。また、外部研修受講者や学会等参加者による「研修報告会」を内部研修として実施します。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

5 施設の管理運営

(1) 事故防止への取組、(2) 緊急時（防犯・防災等）対応

ア. 安全管理の基本方針と「ひやり・はっと事故」報告システム

『一件の重大事故が発生する背景には、29 件の軽傷事故と 300 件の「ひやり・はっと」がある』

この有名なハインリッヒの法則に基づき、当財団では「安全管理委員会」の下に「リスクマネジメント部会」を設置し、生活支援センターを含めた各部門から提出される「ひやり・はっと事故報告書」の分析を行っています。ひやりはっと事故報告システムは誰が何をしたかを問題とするものではなく、何が起きたかを情報共有することであり、この繰り返しが再発防止につながり、さらには「事故」防止につながります。収集された報告のうち検討事例に挙げたものについては、安全管理委員会に報告されるとともに、年度ごとに事例集として法人全体で情報共有する仕組みになっています。

イ. 緊急時の対応について

想定される事故については、整備されている「安全管理マニュアル」に基づき、日中や夜間を想定し、それぞれの事故の対応を行います。緊急時の対応については、整備されているフローチャートに基づき対応をします。

ウ. 防犯対策

適宜フロアに出たり、目配りをする事でトラブルを未然に防ぐように努めます。また、施設の鍵等については、一定の場所で保管し、適切に管理を行います。

エ. 大地震・火災発生等への対策

大地震発生等の災害時の職員参集体制については、財団の防災マニュアルを踏まえて対応します。

所長が防火管理者として、生活支援センターの防火管理に努めます。生活支援センターのある建物全体で、年 2 回、共同防災訓練を実施するとともに、法人全体の新採用職員研修においても、毎年、消火器取扱い等の実技訓練を実施します。

オ. 感染症対策

日頃から消毒等を行うとともに、インフルエンザやノロウイルス等のまん延などを想定した感染対策研修を実施するなど、施設内感染の防止に努めています。これまでに、法人内の医師や看護師等による講義形式や実技形式での「吐物、汚物処理研修」や、手洗いチェッカーを用いた手洗い研修などを実施しています。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

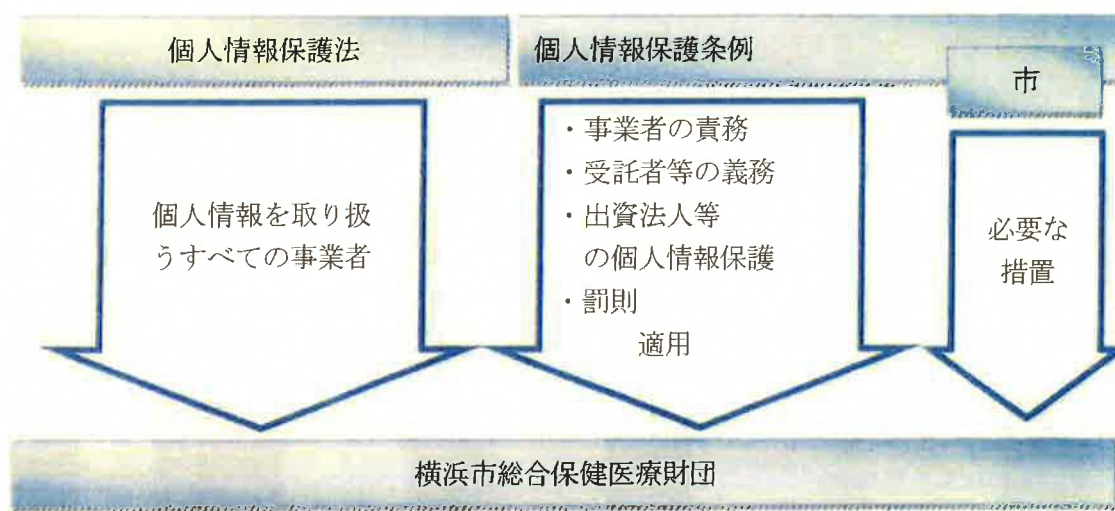
5 施設の管理運営

(3) 個人情報保護・情報公開への取組

① 個人情報保護方針

当財団では、「財団の保有する個人情報の保護に関する規程」及び「財団の保有する保有個人データの開示等に関する規程」を整備し、個人情報の適切な取り扱い等に努めるとともに、横浜市の個人情報の保護条例第17条に基づく受託者（指定管理者）としての義務と、個人情報保護に関する法律とを、共に遵守しています。

法律・条例適用イメージ



② 個人情報保護のとりくみ

個人情報保護とは、個人情報を秘密にすることではなく、その有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。そのために事業者が守るべき事項を遵守します。また、個人情報保護に関する研修を実施します。

個人情報の取扱い ～守るべき4つの基本ルール～

ア 取得・利用

- ・利用目的の特定、通知、公表
- ・利用範囲以外への利用には本人の同意が必要

イ 保管

- ・漏えい等が生じないように安全に管理

ウ 提供

- ・第三者に提供する場合には原則として本人の同意が必要
- ・第三者に提供した場合及び第三者から提供を受けた場合は一定事項を記録

エ 開示請求

- ・本人から開示等の請求を受けたときは、本人に原則として開示

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

5 施設の管理運営

③ 事故発生時の対応

個人情報の漏洩事故を起こしてしまった場合、もっとも重要なことは犯罪などに悪用されるなど二次被害を防ぐことです。そのためには、速やかな対応が必要となります。

個人情報の流出先に直接出向き、誠意を持って謝罪すると共に回収します。また、流出した個人情報の本人に直接説明し誠意を持って謝罪します。コンピューターからのデータ流失の場合も、速やかな公表が、二次被害を防ぐ最も重要な対応方法になります。

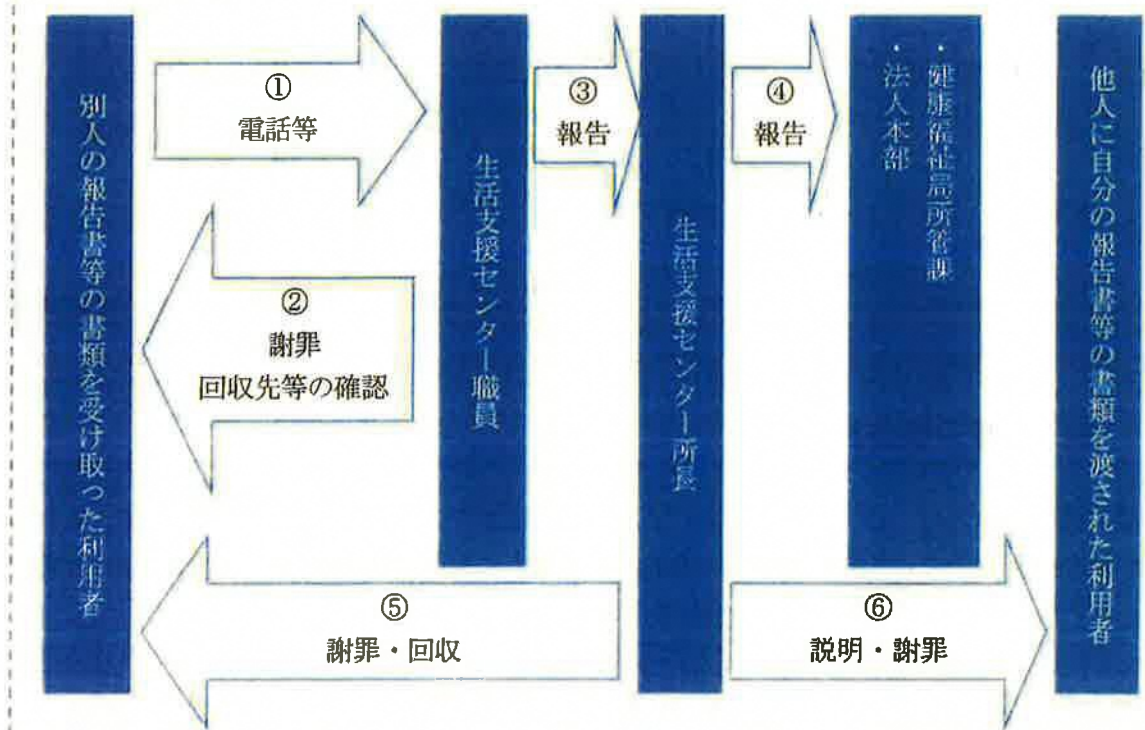
漏えい事故が起きた場合の対応

① 回収先の把握 ② 上司に報告 ③ 回収・謝罪

→ ①②③は特に急ぐ事項

④ 原因究明 ⑤ 再発防止策の検討 ⑥ 再発防止策の継続した実施

漏えい事故発生時の対応フロー例



法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

5 施設の管理運営

④ 情報公開への取組

毎年度、財団の「事業概要」を作成し、関係機関、関係団体に配布しています。

また、当財団は公益法人として、平成 13 年 8 月 28 日付公益法人等の指導監督等に関する関係関係僚会議幹事会申合せに基づく「インターネットによる公益法人のディスクロージャー」を実施しています。現在当財団が運営するホームページ上では下記の内容を公開しています。

<http://yccc.jp/zaidangaiyo.html>

- ア 定款
- イ 役員名簿
- ウ 事業計画
- エ 事業報告書
- オ 収支予算書
- カ 計算書類等（財務諸表等）

さらに、外郭団体として横浜市とは「団体経営の方向性及び協約」を締結し、公的使命の達成、財務の改善及び業務・組織の改革への取組状況について評価を受け、その結果が横浜市のホームページ上で公開されています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/shigoto/gyosei-unei/gaikaku/gaikaku.files/r02-kyouyaku.pdf>

他にも「外郭団体白書」として公開されています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/shigoto/gyosei-unei/gaikaku/gaikaku.html>

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

5 施設の管理運営

(4) 障害者虐待防止・権利擁護への取組

障害者虐待防止・権利擁護への取組

障害者虐待の早期発見、予防および障害者の権利擁護に努めます。

精神障害者の支援を行っている地域精神保健部では精神障害者のリカバリーの促進と当事者が主体的に人生を選択し、地域の中で暮らしていくための支援をしていくことを方針として取り組んでいます。そのため日頃から精神障害者の人権や権利擁護ということを意識し業務に取り組んでいます。入院医療機関での人権侵害が発生していますが、他人事としてではなく自分たちの身近でも起こりうることとして気を引き締めて業務に当たっていきます。

① 法人全体での取り組み

- 研修・・・新任職員の研修、全職員を対象とした人権研修を毎年実施
- リスクマネジメント部会の開催・・・毎月、各部門から提出されるひやり・ハット事故報告の集約、共有を行い、改善に向けて動いています。
- 苦情解決窓口の整備

② 地域精神保健部での取り組み

- 研修・・・部としても精神障害者の人権に関する研修を実施し、精神障害者の置かれてきた歴史を学ぶとともに権利擁護の意識を高めています。部の新採用職員研修の中では対人援助にとって大切な価値観の共有を図ると共に、部の全職員を対象にリカバリー研修を実施し、本人中心の支援は何か自分たちの実践を振り返り学ぶ機会を設けています。
- MBO・・・管理職、主任・副主任、一般職員に対しMBOを実施。定期的な面接を行うことで職員のストレス状況等についても把握し、人権侵害等の起こりにくい環境作りに配慮しています。

③ 生活支援センターでの取り組み

- 掲示・・・虐待防止啓発のための掲示と相談、通報等の窓口について掲示しています。
- 情報共有・・・権利擁護や虐待等についてミーティングや係会議等で情報共有、検討をしています。
- ボランティア、実習生の受け入れ・・・職員のみではなくボランティアや実習生を受け入れ第三者が出入りしやすい環境を作ることによって虐待の起こりにくい環境づくりを行っています。
- 地域との連携・・・区の福祉保健センター、基幹相談支援センターと毎月定例会議を開催し、情報の共有をしています。また、虐待の防止、早期発見等のためにも自立支援協議会等を通して関係機関と日頃から連携を深めています。
- 苦情解決・・・苦情解決窓口を設け、法人の苦情解決窓口とも連動しながら利用者にとってより満足していただける環境づくりを行っています。
- 外部研修・・・相談支援専門員研修等の外部研修に職員を派遣し、権利擁護や虐待防止について学んでいます。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

5 施設の管理運営

(5) 利用者の意見聴取・苦情解決への取組

① 利用者の意見聴取

ア 生活場面

利用者からの声は、職員に直接、口頭にていち早く・多く寄せられます。生活支援センターでは、声をしっかりと受け止め臨機応変に問題解決を図っています。

イ 利用者ミーティング

定期的（月 1 回）に来館者が集って利用者ミーティングを開催して自由に意見交換等を行っています。内容としては、生活支援センターの運営に関する様々な提案・意見・イベントの計画などが話し合われています。このミーティングには職員も参加して話し合われた内容は、生活支援センター内の掲示板に掲出して利用者にお知らせすると共に、いただいた提案や意見をセンターの運営に活かしています。

ウ 提案箱

提案箱と用紙を設置して、いつでも要望・苦情を受け付けています。いただいた投書は、回答をつけて匿名にて掲示板に掲出しています。主な内容は、夕食サービスの改善等に関することなどです。

エ アンケート

センター運営全体について利用者の評価をいただくため、アンケートを実施しています。

実施回数：年 1 回

配布方法：来所者に窓口で用紙を直接手渡します。

回収方法：投書箱にて回収しています。

主な内容：来館目的、サービス利用、プログラム利用、イベント参加、職員の対応など。

結果公開：運営連絡会で報告、センター内の掲示板に掲出して利用者に報告

その他：イベントの実施内容等について、随時個別アンケートも実施しています。

* 令和元年度アンケート集計結果より一部抜粋（回収数：56 枚）

◆磯子区生活支援センターは 100 点満点中、何点か？ ⇒ 回答平均 87 点

◆利用しているサービスの満足度

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	計
相談	17	7	9	2	2	37
フロアの利用	20	14	8	1	1	44
夕食サービス	15	9	5	2	2	33
入浴サービス	11	3	7	0	0	21
洗濯サービス	6	3	6	1	1	17
インターネットサービス	7	4	5	1	1	18

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

5 施設の管理運営

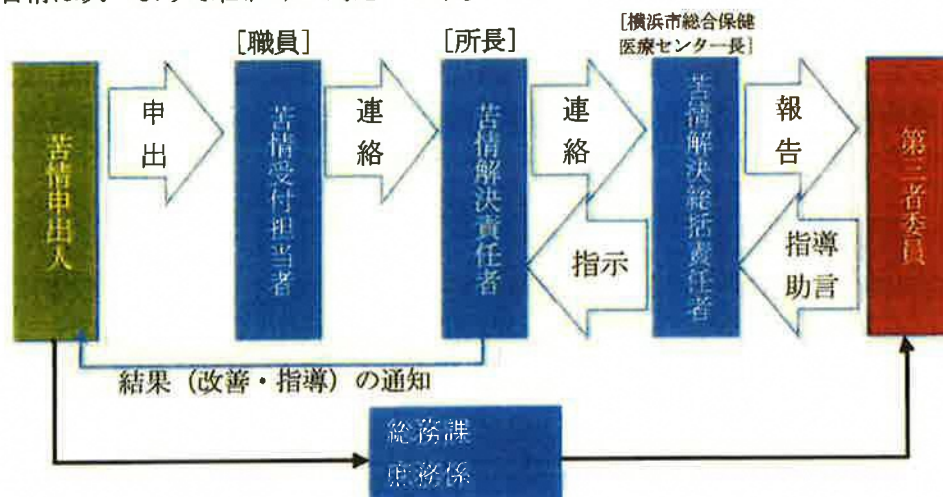
②苦情解決

ア 利用者・家族の苦情については、「**財団苦情解決規程**」をもって、利用者からの苦情の適切な解決を図り、利用者等の権利を擁護することにより、支援センター等が提供するサービスの質の向上及び運営の信頼性を確保いたします。

また、いただいた苦情は支援センター内全てのスタッフが情報を共有し、自己点検を行うデータとします。

イ 施設内の掲示等により、利用者、家族などに対して、苦情受付担当、苦情解決責任者及び第三者委員の氏名並びに苦情解決の仕組みについて周知します。

ウ 苦情は次のような仕組みで対応します。



エ 当財団の苦情解決「**第三者委員**」は、**弁護士等の有識者の方**に委嘱をしており、規程に基づき定期的に実施される報告の中で指導、助言をいただき、今後の利用者へのより良いサービスにつなげております。

オ 他にも、「横浜市福祉調整委員会」や「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」のポスターを掲示し、外部の窓口の案内を行っています。

5 施設の管理運営

(6) 指定管理料の効率性

ア. 事業費

平成 26 年度から平成 30 年度の実績を基に積算しています。

常に節減意識をもち、いたずらに経費（事業）が肥大化することを防ぎます。

イ. 人件費

職員が長く安心して働き続けられるように、社会の動向も見ながら、横浜市に準拠しつつ、必要に応じて法人全体の給与体系を検討していくことや、ベテランから若手までの職員の異動を法人全体で行うことで、適切な人件費管理に努めます。

ウ. 施設管理経費

施設の保守管理等については、合築の他施設と協力し、外部へ一括で委託することにより、経費を低減します。

エ. 事務費

- ◆ 人事労務、物品購入等を法人本部に一元化することで、事務費を低減します。
- ◆ 法人全体の事務処理を再点検し、より一層、無駄を省くことにより、法人本部繰入金を含めた事務に関する経費を低減します。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

事業全体像

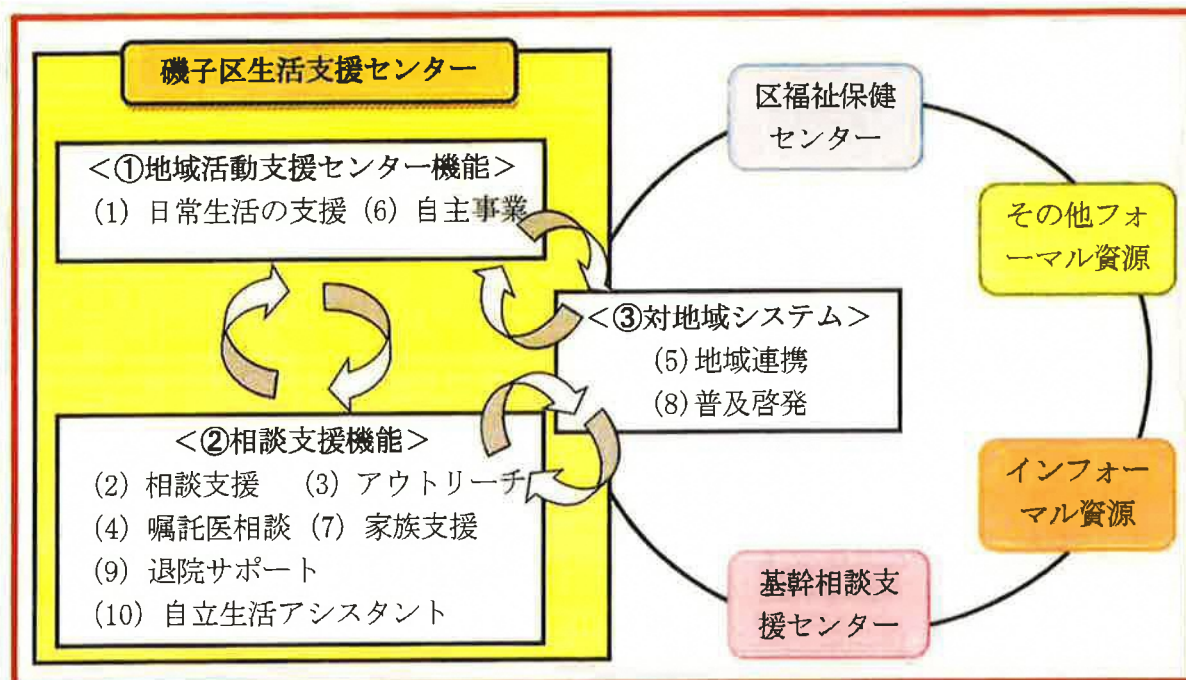
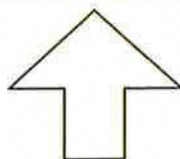
磯子区生活支援センターとしては、主体性、個別性、多様性を尊重し、全機能が有機的に連動しながら以下の目標に向けた支援をすることを実施方針としています。

事業全体像のイメージ

<磯子区生活支援センター全体としての目標>

- ◇磯子区にこれから帰来する精神障害のある方々の“地域移行の推進”
- ◇磯子区に住む精神障害のある方の地域生活の定着と充実（ご本人自身のリカバリーへ）
- ◇誰もが本人らしく住める地域体制構築（街づくり）に寄与

これらを、地域の皆と一緒に協働しながら目指していく。



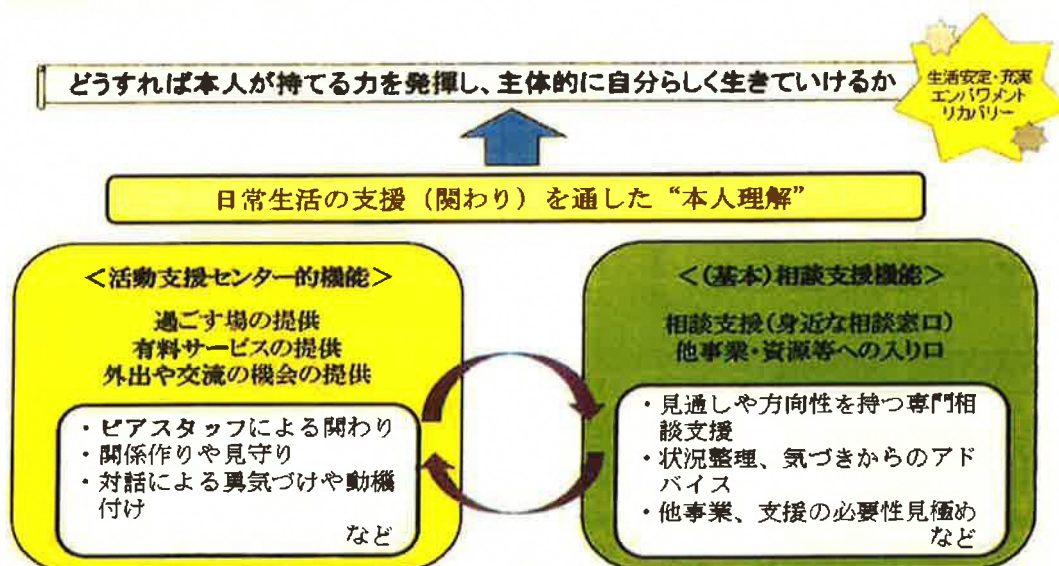
法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

(1) 日常生活の支援



日常生活支援は、利用者にとって「気軽に安心して過ごせる、活用できる」ことが重要であると考えています。そのためには磯子区生活支援センターではピアスタッフの持つ力を発揮してもらっています。利用者のサービス活用状況や自然な対話から「状況把握、生活課題の発見」を行うと同時に、利用者自身が自らの現状に対する想いやその先の希望について考え、形作り、主体的な意志を持てるような動機付けにつながる大切だと考えます。そうした中で、専門的な相談支援の活用が必要となったタイミングで、速やかにつなげていく体制を維持します。

また、すでに来館している方だけでなく、新たな利用者層の獲得や生活支援センターの利用が遠のいた利用者へのフォローも視野に入れ運営しています。具体的には年に1回の利用者アンケートのみならず、日常的に利用者が何を良いと感じ、逆に良くないと感じているのかなどの把握を出来る限り行い、支援センターの運営が利用者にとってより良いものとなるための検討を重ねています。本人なりの理由や背景が明確でなく突然利用が滞ってしまった方に対しては、登録時の同意の下で電話等による近況確認を行うことで互いの必要性を再確認しています。

磯子区生活支援センターのこれまでの実績

◆各サービス提供状況

(H30 年度)

(人)	年度合計 (人)	一日平均 (人)
来所者数 (電話、訪問同行を除く)	6,841	2.2
非構造化面接（フロアでの相談）	917	3 (ピアスタッフによる対話等は除く)
食事	2,160	8.1
入浴	595	1.9
洗濯	220	0.7
インターネット	80	0.3

法人名



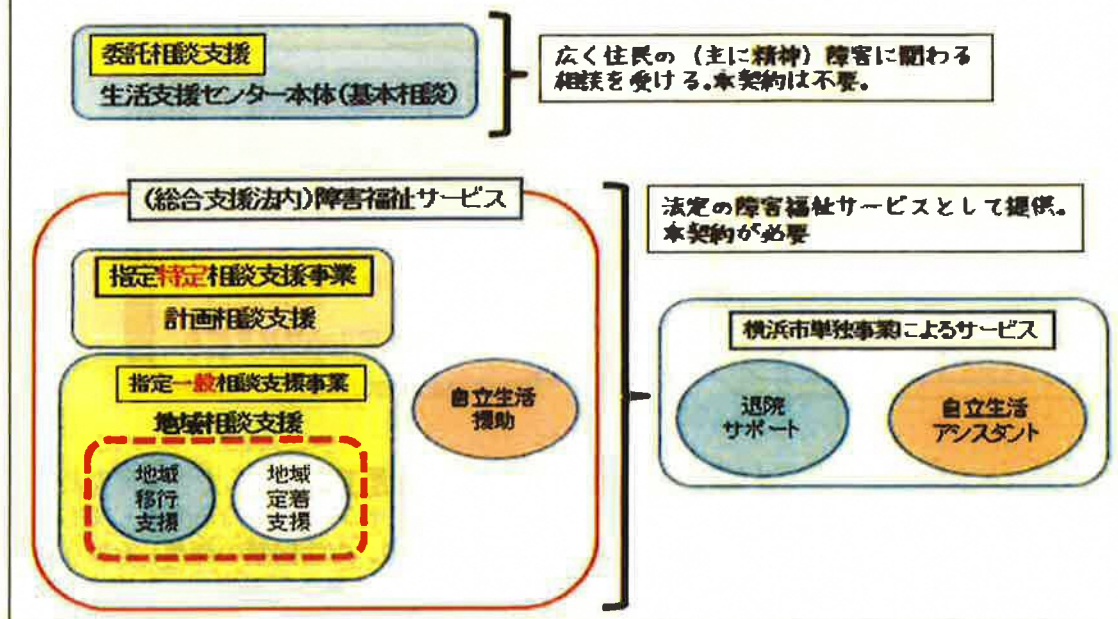
公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

(2) 相談支援

現在、生活支援センターで行う「相談支援」は以下のように多様になっています。

支援センターに関連する“相談支援”の類型



<磯子区生活支援センターにおける相談支援>

- ◆利用者個々のリカバリーを目指し、ケアマネジメントの考え方に基づいて行う
- ◆すべての相談支援機能、日常生活支援機能がバラバラでなく一体的に展開される

私たちの目指す相談支援の方向性は、利用者自身のリカバリーにつながることであり、そのためにもエンパワメント、ストレングスの視点を重視することが土台だと考えています。前述の日常生活支援も含め、生活支援センターで行う全ての事業を同様の方針で実施します。

全ての相談支援において、ケアマネジメントの考え方を柱とし、利用者自身と、取り巻く環境の双方に働きかけ、そうした相談支援を通して地域をより良くしていこうとする意識を持ちます。また、状況に応じ、家族のみが相談の中心となる場合においても同様です。

磯子区生活支援センターの相談支援においては、各事業における新規依頼の方、日常生活支援からつながる方などそれぞれに、本体の基本相談を中心にこれから一緒に何に対して何をしたいかとするかを明らかにしていくため、情報収集と共にインテークを丁寧に行います。得られた情報等はアセスメントシート等に集約し、所内でのカンファレンスにて全事業、また地域にある他事業を鑑みてより良いであろう支援のラフイメージを検討します。その後あらためて利用者へ提案、協議を通して必要な支援が開始されます。関わりを通して気づけた利用者自身の特徴や危機への対処の仕方などを、必要に応じ利用者自身が取り扱いやすいようにできるだけ整理・視覚化することも行っています。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

ア. 電話相談・面接相談

電話相談・面接相談について、これまでの実践を踏まえ、より充実した実践を進めていきます。

磯子区生活支援センターのこれまでの実践【電話相談・面接相談】

(H30 年度)

	年度合計	一日平均
電話	3,429件	11.1件
面接	573件	1.8件

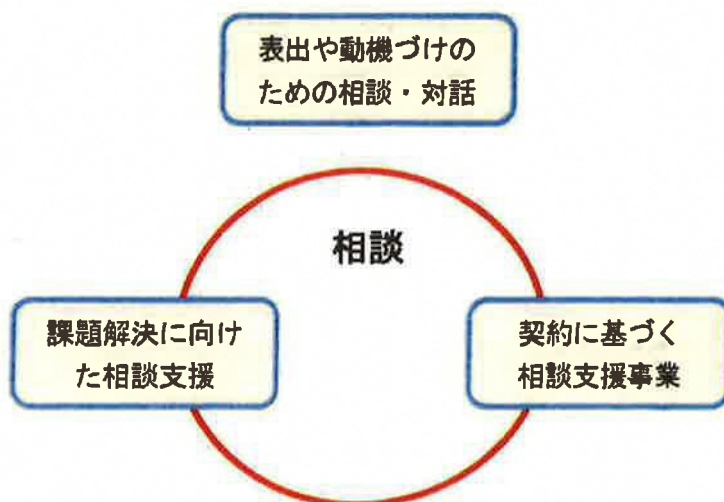
- ・「登録していない利用者」や「匿名」による電話相談も受けています。

【電話相談】

電話相談については、必要な方が居場所や相談、支援につながる大切な入口だと考えています。限られた時間の中で、利用者ができる限り緊張せずに想いを語ることができるよう傾聴し、押し付けられない程度にアドバイスも適宜行います。電話相談のみで終始することは極力避け、生活課題の発見、共有を図り直接的な関わりへの移行を利用者のペースに合わせながら模索していきます。

【面接相談】

生活支援センターでの「面接」はその目的やタイミングも個別性に応じて多様です。話して自身の想いを表出することで初めてその先にある利用者なりの目標に気づくこともあります。サービスや支援ありきで考えず、まず真摯に傾聴し、専門的な視点を持って一緒に考えるべきテーマを見出します。個別支援計画とまではいかずとも、見えてきたテーマや方向性、関わりを通して気づいた利用者一人ひとりの特徴などをできる限り視覚化し共有しながら必要な支援を展開していきます。



法人名

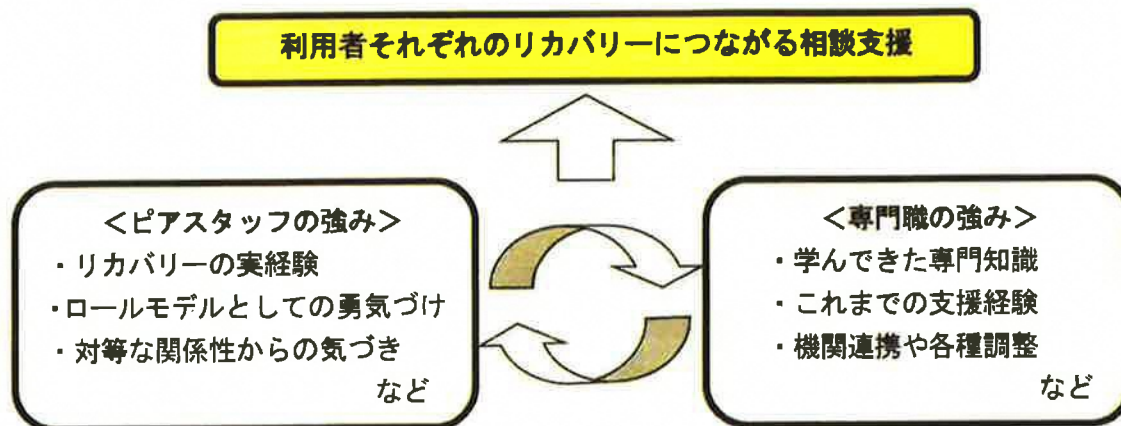


公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

イ. ピアスタッフによる相談

令和2年度には各県における地域生活支援事業のメニューとして「障害者ピアサポーター研修事業」が新設されるなど、ますます、ピアサポーターの活躍の場は広がり、地域において重要な社会資源の一つとなっていくはずです。磯子区生活支援センターでも継続して働き続けているピアスタッフとのより良い協働を形作り切磋琢磨する中で、お互いに持つ力を活かしながら利用者のリカバリーに向けた相談支援を展開していきたいと考えています。また、ピアスタッフと協働しながら実践を重ねていく経験を通して、今後地域において多様なピアサポートの場が広がっていくための企画・活動等に積極的に参画していきます。



ウ. 計画相談支援（指定特定相談支援事業）

担い手となる指定特定相談支援事業所がまだまだ少ないことは、市全体の課題です。複合的なニーズに対して包括的・効果的にサービス等の利用を展開するため、生活支援センターにおいても様々なサービス等の社会資源を念頭におきながら、より必要性の高いサービスを優先し、より効果的な計画相談支援を行っていきます。

◆指定特定相談支援事業契約者数（H30年度末現在）

相談中	契約中	合計
3 件	6 6 件	6 9 件

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

(3) アウトリーチ（訪問・同行支援）

平成 30 年度、令和元年度と横浜市生活支援センター機能標準化モデル事業に取り組みました。これにより、日中に勤務する職員の数が増え、これまでよりも訪問や同行の支援のために動きやすくなりました。何らかの理由で必要な関わりが得られていない方と出会い支援を届けるためにも、また地域においてどのような潜在的ニーズがあるのかを把握するためにもアウトリーチは重要な手立てだと考えており、今後もこれまで以上に推進していきます。

磯子区生活支援センターの実践【訪問・同行支援】

	H30 年度
件数	422 件
一日平均	1.4 件

ア) 出会い・状況把握のためのアウトリーチ

本人の世界をいたずらに侵襲せず、受け入れてもらうことを第一に根気強く会いに行きます。対面だけでなく紙面やノートなども活用し無理のない工夫をして本人理解を図ります。

イ) 課題解決を目的としたアウトリーチ

生活上必要な同行や、体調等の変化に応じた訪問は適宜行うことはもちろん、緊急的な対応についても、クライシスプラン作成など事前に出来る限り予測・視覚化の上で共有しながら行います。状況によっては区福祉保健センターなどの関係機関と協働を要する危機もあり、密な連携を日々取り合っています。

ウ) 継続的なアウトリーチ

定期的・継続的に関わる上では、その関わりの目標や方向性を支援計画等に整理し本人、または家族、関係機関等に説明し共有を図りながら支援を提供します。

アウトリーチの対象となる方々については、複合的なテーマが絡み合うことが多く、生活支援センターのみでなく区福祉保健センターや区基幹相談支援センター、地域ケアプラザなど各関係機関と適宜連携しながら支援の幅を狭めないことを意識しています。また、そうした地域のネットワークを通じて新たなニーズの把握に努め、今後より一層積極的に支援を届けます。

<訪問ケース>

<本人自身からの相談例>	
概況	◇急な体調悪化や思わぬ出来事がありパニックでどうしていいかわからない。 ◇不安感、恐怖感が高く、思うように外出できていない。 ◇育てている子や、高齢の親について相談したいので会ってもらえないか。
関わりの経過	◆訪問し一緒に整理、問題解決することで落ち着かれた。 ◆関係作りの面談を重ねた結果、近くの外出同行（散歩や買い物）開始。 ◆家族と面会の後に、それぞれ必要な支援窓口にリンケージ。

<家族からの相談例>	
概況	◇思春期より長く引きこもりが続いている子についてどうしたらいいか。 ◇退院してきたが、また医療を中断し始め状態悪化してきている。 ◇これまで福祉サービスなど使ったことがなくどういったものか知りたい。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

関わりの経過	◆情報収集と目的共有の後に訪問。本人には未だ対面できていないが、ドア越しや手紙などで意思疎通を継続中。 ◆区福祉保健センターや医療機関とも連携をとりつつ、本人のタイミングを見計らって医療の必要性を伝えながら関わり継続。受診同行につながる。 ◆家族の想いに沿いつつ説明を重ねながら情報提供。その後訪問し本人にも説明。
--------	--

<関係機関からの相談例>

概況	◇医療機関から、退院後の地域での相談先として関わってもらいたい。 ◇区福祉保健センターから、地域にどこにもつながっていないケースがいるので一緒に会ってみて関わりを継続してもらいたい。 ◇地域ケアプラザや訪問系サービス事業所から、同居中の家族について、心配なところが見受けられるので関わってもらいたい。
関わりの経過	◆退院前に会いに行き自己紹介と希望の把握。退院後より訪問開始し、支援センターの他事業も含め、説明を重ねながら他サービスへのつながりを模索中。 ◆区福祉保健センターと共に訪問し状況把握。その後交代で継続しながら本人の気持ちを整理しニーズ把握を図っている。 ◆まずは一度会うために訪問。何かあったときには手伝えることを伝えつつ、見守りもかねてたまに会いにきてもいいと了解を得られて継続中。

<同行ケース>

<本人自身からの相談例>

概況	◇体調悪く一人では受診に行くこと（または説明すること）が難しい。 ◇やったことのない手続きがあり、わからないので自信がない。 ◇新居設定や通所先設定するために、不動産会社や事業所に一緒に行って欲しい。
関わりの経過	◆伝えたいことなどを一緒に整理した上で受診同行し補足説明。 ◆次から一人で行けるように同行し実際の場面を通して説明。 ◆アパート設定のための動きや、通所先設定の過程に随時同行。

<家族からの相談例>

概況	◇通院に連れて行っていたが継続困難。一人で行けるようになって欲しい。 ◇先々のことが心配。少しずつ家族以外の付き添いに慣れてもらいたい。 ◇家族への反応が激しく、一緒に外出できないが、一人では手続き困難。
関わりの経過	◆本人へ家族状況を説明の上、受診同行。今後の通院継続のために自立生活アシスタント導入。アセスメントを深め必要な練習やその後の支援へつないだ。 ◆支援者へ慣れるために外出同行。無理のないペースで散歩などを継続中。 ◆関係づくりの面談等を経て区役所などの必要な手続きに同行し無事終了。

<関係機関からの相談例>

概況	◇移動支援導入までの間、他者支援に慣れるためにも通院・通所同行願いたい。 ◇退院後の新生活に慣れるよう買い物同行などで地域を知ってほしい。 ◇新たに通所先設定のため見学同行願いたい。
関わりの経過	◆しばらく同行する中で、希望も聞かれてきたので移動支援への移行調整。 ◆本人の生活にあったよく使うであろう近所の店や医療機関と一緒に確認。 ◆区福祉保健センターや医療機関、相談支援事業所と連携しながら見学の結果を踏まえて通所先設定。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

(4) 嘱託医相談

磯子区生活支援センターでは、精神障害者又は精神障害の疑いのある方や、そのご家族に対し、精神科医による「嘱託医相談」を実施しています。

① 実施事業内容

【相談体制】

磯子区生活支援センターでは、当法人に所属する臨床経験の豊富な精神科医が、相談者ひとり一人の話を傾け、「精神科医療の観点から助言」を行っています。特に当生活支援センターでは、女性の精神科医による相談の機会を確保しているため、「男性医師は苦手なので女性医師と話したい」といった個別の要望に応じることも可能です。

また、一般的な診察とは異なり、「1人30分」の枠を確保し、じっくり話をすることができるため、相談者が精神疾患について理解を深める機会となっています。

なお、相談内容については、職員と共有し、必要に応じて他機関との調整も行っています。

【相談者・相談内容】

相談者は、精神障害がある当事者のみならず、ご家族をはじめ、時には、地域の関係機関の方など、様々な人を想定しています。

これまでの相談内容は、「精神症状や処方内容に関するもの」が多くを占め、主に【セカンドオピニオン】としての機能を果たしてきました。

② 今後の展開

【精神科医・心理士による相談対応】

複雑化・多様化している相談に対応できるよう間口を広げるため、従来の「精神科医師」による面接相談に加え、新たに「心理士」による面接相談も開始し、月4回の相談機会を確保します。

【広報活動】

区内の精神障害等基礎把握数は5,030人（平成30年度末）に上っていますが、未だに相談に結びつかずにいる人も少なくないと思われます。

このため、各関係機関との会議や打ち合わせ、普及啓発活動等の機会を活用し、これまで以上に「嘱託医相談」の周知を図り、より多くの人に相談の機会を提供することに努めます。

6 具体的事業内容

(5) 地域連携

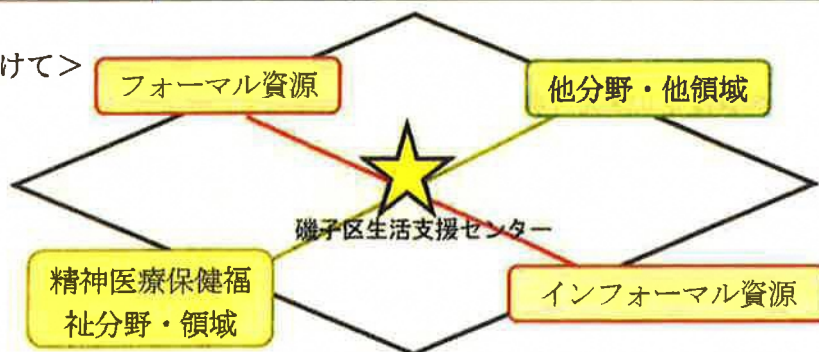
① 実施事業内容(地域連携)

これまで実施してきた以下の活動は、見直しながらこれからも継続して実施していきます。

生活支援センターがより地域の中で役立つためにも、また関わる利用者個々への支援の幅を広げるためにも、事業実施方針の柱である地域連携は生活支援センターの大きな役割だと認識しています。(事業実施方針 方針2参照) 日々の取り組みの中でも、住まい設定のため不動産会社と連携することや、またお互いに安心できるよう利用者宅の近所の方に知ってもらうための自然な挨拶など、インフォーマルなつながりも重視し、相互理解が促進する関係作りを進めていきます。

地域関係機関	主な連携状況
行政機関 基幹相談支援センター 生活支援センター	・個別支援を通じた連携 ・磯子区自立支援協議会関連 ・3機関連携定例カンファレンス ・発達障害児・者地域支援ネットワーク連絡会 ・生活困窮者自立支援制度会議 ・区障害担当との連絡会 ・生活支援センター連絡会関連 ・南部地域若者支援連絡会 ・こころの電話相談関係機関連絡会
医療機関	・個別支援を通じた連携 ・退院サポート事業による協働活動
精神障害者福祉施設	・個別支援を通じた連携 ・地域活動支援センター合同プログラム実施 ・文化祭への出店等
社会福祉協議会 地域ケアプラザ	・ボランティア講座共催 ・サマーボランティアの受け入れ ・定期的な連絡会
町内会・自治会	・住民向け講演会、民生委員向けの勉強会 ・地域支援会議参加 ・地域の方との生活支援センター運営連絡会(年2回) ・賀詞交換会参加
家族会	・個別での家族会の紹介 ・例会への職員参加と定期的な意見交換 ・家族交流会や家族向け研修会開催
その他	・更生施設とのネットワーク ・区内事業所の運営委員 ・区社会福祉協議会評議員 ・研修会などへの職員派遣

<今後に向けて>



今後の磯子区が、1) 精神障害を正しく理解し偏見のない街になり、2) 地域の中で多様な資源がつながり合いお一人お一人の生活を支えるネットワークができ、3) 精神障害に関連する諸テーマが街づくりのテーマとしてしっかりと取り扱われる体制が作られ、4) 潜在的ニーズの発掘や介入機会の見極めを速やかに行える、そうしたことが実現されていくことを目指し、生活支援センターが地域連携において“ハブ”としての役割を担っていくための取り組みを進めます。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

② 実施事業内容(地域体制整備)

生活支援センターの大きな役割の一つと認識している、“誰もが住みやすい街づくり”を共に進めるために、その中核となるべき磯子区自立支援協議会の機能をより活かしていくよう事務局としても積極的に参画しています。(事業実施方針 方針3参照)。

◆区自立支援協議会に係る主な参加会議等 (R元年度)

	全体会	事務局会議	担当者会議	計画相談支援部会	精神連絡会
開催回数	3	12	4	6	4

◆長期入院(1年以上)者数:(数値は平成30年度 精神保健福祉資料630調査より抜粋)

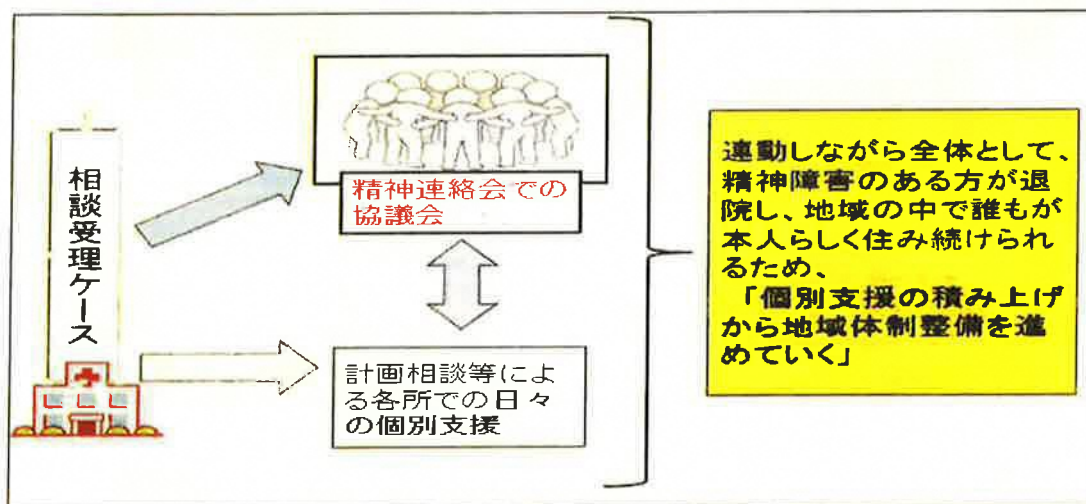
精神障害者の地域移行については全国的にも大きな課題の一つです。生活支援センターにおいても、後述する退院サポート事業で尽力することに加えて、より推進していくためにも区全体として「地域移行・地域定着」を考える地域の仕組みが継続して根付くことが必要だと考えています。長期入院者の動向を常に意識し、また新たな長期入院を生み出さないためにもそうした仕組みを作るなどの地域体制整備を進めていきます。

	横浜市(内65歳以上)	磯子区(内65歳以上)
H30年度	2,553人(52.6%)	119人(49.6%)

◆磯子区精神連絡会の機能整備と発展

具体的な体制整備の一貫として、特に中心的役割を担っている区精神連絡会の今後の方向性を提案し共有してきました。実際の入院中の方についての支援を区精神連絡会のメンバー皆で協議しアイデアを集め利用者へ提案し選択してもらうことを始めました。磯子区の方が入院したら速やかに連絡を受け、医療と地域支援が途切れることなく協働していく流れを磯子区のシステムとして作りしました。今後このシステムの普及啓発を進め、活用してもらいながら日常的な個別支援連携と並行して支援の幅を広げること、より良い街(地域体制)作りに繋げていくことを考えています。

また、手法としては野中式検討法をベースに活用し、人材育成の観点からもストレングス・エンパワメントの視点、本人理解を中心としたケアマネジメントの考え方をチームメンバーと共に学びあえる場となるようにしています。



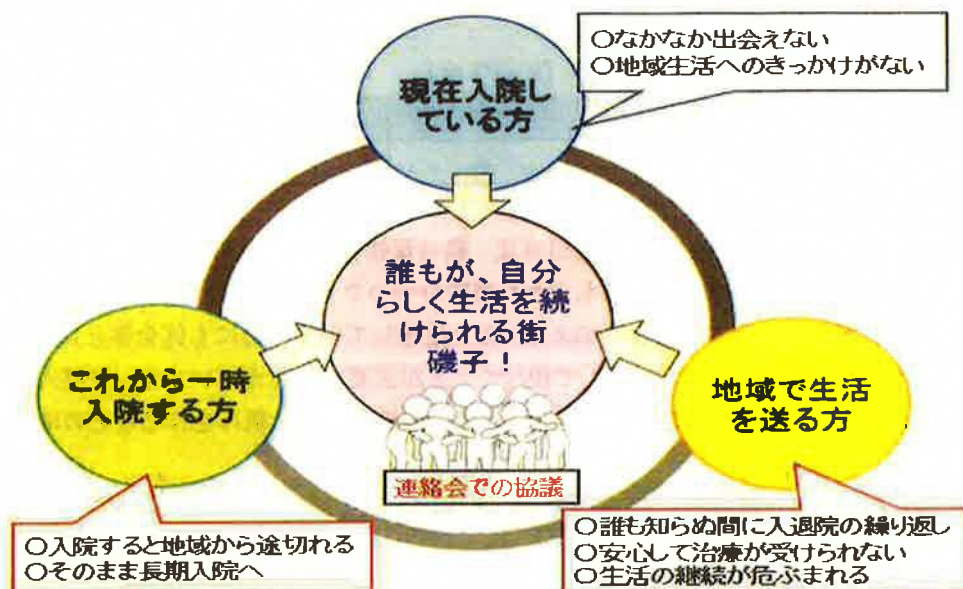
法人名



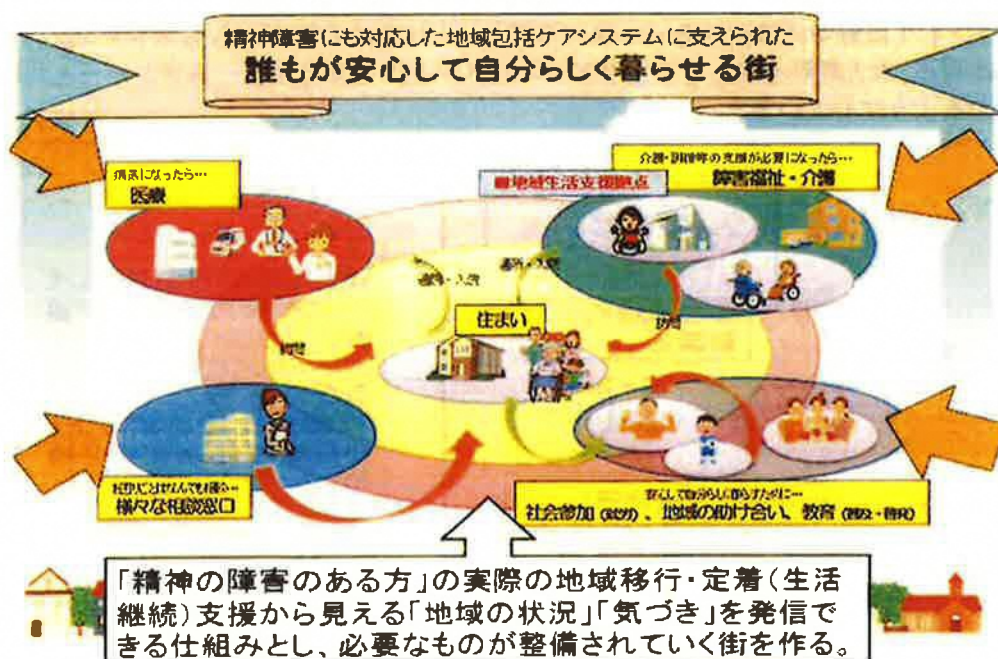
公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

区精神連絡会の取り組みを通して、現在長期入院されている方々の地域移行推進はもちろん、これから、一時的に入院される方、現在地域生活を送る方へも対象を広げていき、今後少し先には“必要な時に安心して医療にかかれ、入院しても地域と途切れず、誰もが自分らしく住み続けられる磯子区の構築”を進めるため、個別支援を土台に多様な協議をする場として発展していくことを方向性とし共有し進み始めました。



磯子区民の長期入院者の動向をモニタリングし、目標の設定や磯子区の支援が十分行き届き、効果的であるかなどを皆で協議し続けるシステムであることは重要だと考えています。地域移行（生活の再開、開始）⇒地域生活の定着・充実という連続した支援実践を積み上げ、「誰もが安心して自分らしく暮らせる街」になるため、必要な具体的手立てや工夫を協議し発信していく場として発展し続けていきます。



法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

(6) 自主事業

磯子区生活支援センターでは、スタッフが企画をしているプログラム活動と、利用者主体で企画運営を行うサークル活動を実施しています。これらの実施にあたってはピアスタッフ中心の運営をしており、ボランティアの参加もあり、利用者の自主性を尊重することを大切にしています。

◆プログラムとしては以下のようなものを実施しました。（平成 30 年度）

プログラム名	内容	頻度・参加人数
利用者 ミーティング	利用者と共によりよい支援センターについて話し合い	全 11 回 延べ 74 名参加
運営報告会	利用者向けにアンケート結果などを報告	全 1 回 延べ 10 名参加
書道教室	講師を招き書道教室の実施	全 12 回 延べ 76 名参加
絵手紙教室	講師を招き絵手紙を作成	全 10 回 延べ 56 名参加
文化祭	毎年、地域住民や利用者、関係者を集めて実施 (ケアプラザと共催で全館実施)	全 1 回 約 500 名参加
季節行事	初詣、お花見、夏祭り、年賀状作り 等	全 7 回 延べ 36 名参加
黙々会	参加者それぞれが好む活動を黙々で行う	全 24 回 延べ 148 名参加
カフェ	コーヒーなどを提供してフロアを和みの空間とする	全 51 回 延べ 368 名参加
磯子 E C O 倶楽部	利用者と共に近隣の掃除を行う	全 6 回 延べ 20 名参加
散歩	近隣の散歩（活動支援センターへ立ち寄る等）	全 10 回 延べ 41 名参加
いそご体操	運動のため利用者といそご体操を行う	全 41 回 延べ 149 名参加

◆ サークル活動としては次のようなものが実施されました。（平成 30 年度）

活動名	頻度・参加人数
鉄道模型クラブ	全 7 回 延べ 21 名参加
アートワーク	全 2 回 延べ 10 名参加
横浜港見学（打ち合わせ含む）	全 2 回 延べ 17 名参加



<今後に向けて>

利用者にとって、ご家族にとって、関係機関にとって、地域住民にとって、生活支援センターという「場」が、外出や交流、活動といった様々な体験の機会となり得るよう、利用者、地域関係機関等と共に求められる新たな要望やニーズを常に意識しながら、より良い形を柔軟に作り上げていきたいと考えています。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

(7) 家族支援

磯子区では、家族同居の利用者が多く、また着実に高齢化が進む生活や地域状況に対して、家族に対する支援もまた重要なテーマだと捉えています。家族と言っても、当事者の「親」、「配偶者」、「兄弟姉妹」、「子」、「その他の親族」など、それぞれに立場や思い、生活状況、考え方など多様です。

家族支援を考えるにあたり、磯子区生活支援センターでは以下の視点を土台としながら画一的とせず個性を尊重しながら共に考え関わっていきます。

- 1) 家族が自身の想いを語り、先々の不安について抱え込まずに相談できる機会
- 2) 精神科医療・保健福祉について一般的に学べ、それぞれとの付き合い方のヒントとなる機会
- 3) 当事者との関わり方のヒントを得て、他の可能性に触れる機会
- 4) 家族同士のピア的活動普及の側面的支援

【家族に対する個別面談】

磯子区生活支援センターでは、日々多様なご家族からの相談をお受けしています。その内容例としては、「親から引きこもりの子に対して今後が心配との支援要請」、「親または兄弟から家族としての関わり方や状況への対応方法についてアドバイスをほしい」、「精神疾患・障害、精神科医療、福祉サービスなどについてまずは知り知識を得たい」、「加齢に伴って家族として担えることが減ってきており、先々も見据えてどうすればいいかといった相談」、「家族として想いを吐露し、気持や考えを整理できる機会を得たい」など、個性は高く多様です。

	H30 年度延べ
電話	106件
来所面談	56件
訪問・同行	83件

【その他の家族支援】

区の家族会の例会には定期的に参加すると共に、区福祉保健センターと家族会との共催で定期的に家族教室を開催し、学習の場などを提供し、ご家族の精神的負担軽減や当事者を理解するための学習の場を提供しています。

◆ 統合失調症の「家族教室」

	H30 年度
開催回数	3回
延べ参加人数	60人

統合失調症 家族教室

共催 磯子区生活支援センター・磯子区精神保健福祉家庭会

※第1回 平成30年9月9日(月)
内容 磯子区内の社会資源と生活相談について
講師 磯子区役所 高橋健彦様・生活支援課
※第2回 平成30年10月1日(月)
内容 「家族支援」は
講師 生活支援センター
※第3回 平成30年12月5日(月)
内容 生活支援センター
講師 生活支援センター
※第4回 平成31年1月15日(月)
内容 生活支援センター
講師 生活支援センター



法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

(8) 普及啓発活動

磯子区生活支援センターの認知度は未だ十分とは言えません。より幅広く知っていただき、必要な方により身近に手の届く機関を目指します。生活支援センターは、精神疾患・障害に関する普及啓発を進める中核的な存在として在るべきと考え、その対象については、1) 他領域の関係機関、2) 医療機関、3) 生活する区民全般、など幅広く想定し活動を実施しています。

また区域全体において、障害種別に関わらずノーマライゼーションの理念を浸透するための普及啓発活動を行う必要性はまだまだ高く、その点に関しても各関係機関との協働のもとに推進していくべきテーマであり、区自立支援協議会活動等を通じて引き続き普及啓発活動を行っていきます。

【ボランティア講座の開催】

毎年区福祉保健センター、区社会福祉協議会と共催でボランティア講座を実施しています。

	H30 年度
延べ参加人数	26 人 (全2回開催)

【関係機関での研修や講演会など主催・共催で実施（抜粋）】

場所	テーマ	対象者
磯子区生活支援センター	地域で支える仕組みを考えよう ～更生施設からの地域移行～	関係機関職員等
かなーちえ	産後のメンタルヘルス	一般市民
司法書士会館	生活支援センターについて	司法書士勉強会
栄区役所	横浜市総合保健医療センターについて	生活教室参加者
磯子区役所	発達障害の支援のコツ	関係機関職員等
屏風ヶ浦地域ケアプラザ	生活支援センターについて	区内地域活動交流コーディネーター
上笹下ケアプラザ	8050問題について	民生委員とケアプラザ職員
県立精神医療センター	地域資源見学（病院主催研修）	病棟看護師
根岸地域ケアプラザ	精神疾患と支援センターについて	ケアプラザのボランティア
磯子区役所	横浜市総合保健医療センターについて	生活教室参加者
磯子区役所	生活支援センターについて	生活教室参加者
甲突寮	基幹相談支援センター、生活支援センターの事業説明	甲突寮職員

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

【センター便りの発行】

毎月発行する従来の「センターだより」を、ホームページ上でも閲覧できるようにしアクセスの幅を広げて発信しています。今後は SNS の活用など、より効果的な普及啓発の方法を検討していきます。



【文化祭の開催】

毎年 1 回、屏風ヶ浦地域ケアプラザと共催で文化祭を実施しています。利用者の活躍の場となり、また地域の方々に数多く来館していただくことで地域の方々との交流の場ともなっているため、生活支援センターや精神障害のことについて知っていただく貴重な機会となっています。より一層、理解を深め、偏見などの社会のバリアを無くしていくためにもこうした機会を大切に、より創意工夫しながら充実を図っていきます。



【その他】

この他にも地域コミュニティ紙への掲載など、普及啓発につながる様々な機会を捉えて積極的に活用していきます。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

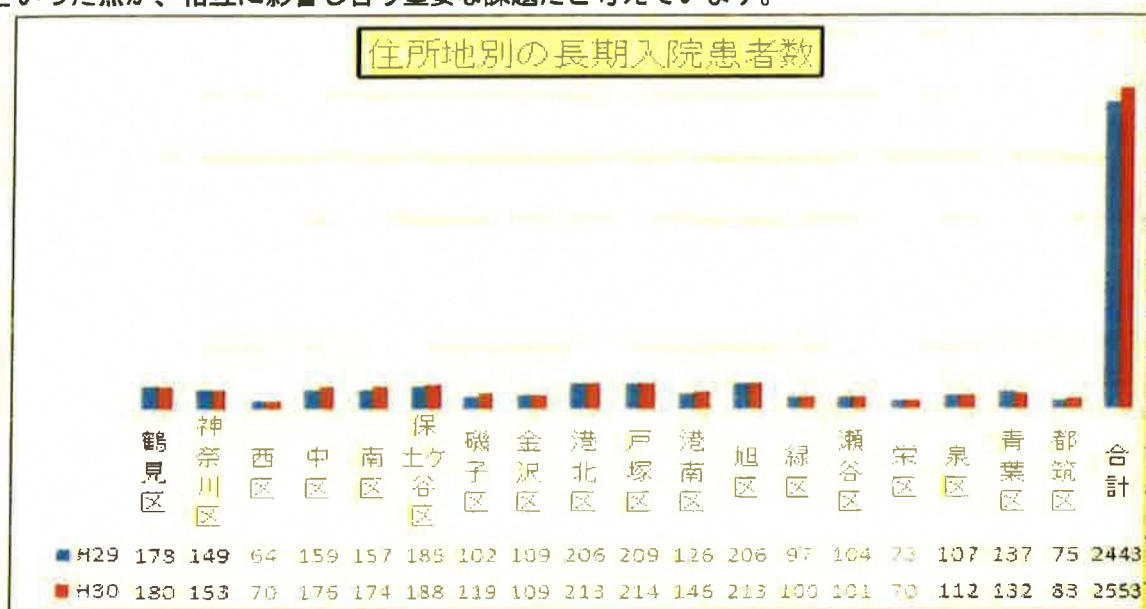
(9) 精神障害者退院サポート事業

磯子区生活支援センターでは、精神障害者の地域移行に関する制度・政策の流れに応じて、旧退院促進支援事業を経て、指定一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）ができた以降も並行して横浜市精神障害者退院サポート事業を担い続けてきました。国事業では足りない部分を市単独事業の強みで補いつつ、両者を上手く連動させてより良い事業展開をしていきます。

以下関連する取り組み内容と今後を見据えた考え方を記します。

<現状と課題の把握（数値は精神保健福祉資料 630 調査より）>

以下のグラフは横浜市各区の1年以上の長期入院者数の平成29年度と30年度の比較となっていますが、こうした状況をしっかりと把握した上で、「入院中の方と出会う機会を広げる取り組み」、また「新たな入院の長期化を防ぐ仕組みの構築」、そして「地域の受け入れ力を上げる取り組み」といった点が、相互に影響し合う重要な課題だと考えています。



①個別支援

個別の支援に関しては、まずは速やかに会いに行くこと、その後地域生活に向かうための安心できる関係性構築を柱に、個別性を尊重した具体的な支援計画を作成し展開していきます。また、医療機関を始めとする関係者との良好な連携を図り、同じ目標に向かう本人中心のチームとなるようコーディネートを図ります。退院がゴールではなく、その先の地域生活が充実し定着していけるように必要な生活環境サポートへとしっかりと引き継いでいきます。

令和2年度からは、横浜市障害者地域生活推進事業（通称チャレンジ事業）が本事業に紐づけされることとなりました。より早い段階で退院後の地域生活設計に具体的につながる支援を担えるよう、入院中から入れる地域資源の強みを最大限に活かし、医療機関や宿泊型生活訓練施設などといった関連する機関と共に推進していきます。

(件)

H30 年度	退院サポート事業	地域移行支援	地域定着支援
契約数	11	3	10

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

②協働活動

“まだ出会えていない入院されている方々との関わりの機会を増やすこと”、“地域生活の魅力・可能性を伝えそこに向かう動機付けを高めるきっかけとすること”、“より良い連携体制を目指し相互理解を深めること”などを目的として医療機関、他機関とも協力の上で取り組みます。

＜医療機関での活動の様子＞

(H30 年度)		
	医療機関	その他
開催回数	3 回	1 回



③区域の取り組み

別途説明したとおり、磯子区自立支援協議会の精神連絡会を中心として、区民の地域移行の推進を図るための仕組みを提案・協議しながら構築中です。情報として区民がどこにどれだけ入院されているかが把握しやすくなったこともあり、より具体的な目標設定やモニタリングを区全体で行う中で、生活支援センターの担う地域移行支援、退院サポート事業をより効果的に実施していけるように連携していきます。（区域の取り組みについては（5）地域連携 で説明）

④市域の取り組み

横浜市精神障害者退院サポート事業協議会を通し、市域全体の状況や課題を共有し、退院サポート事業が医療も含めた地域全体の社会資源として、より役立てるための方法を共に協議します。協議会としての取り組みは、「協議会」と「部会」への定期参加、病院検討会の開催、生活支援課研修での普及啓発等の活動を健康福祉局の各担当や他支援センターと協力しながら行ってきました。

精神障害者の地域移行・地域定着の推進に伴う諸課題、目標や方向性が市域→区域→支援センターの個別支援・協働活動とでバラバラとならず、一連のつながりを持って進めていけるように今後も積極的に生活支援センターの意見も発信しながら取り組んでいきます。



法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

6 具体的事業内容

(10) 障害者自立生活アシスタント事業

平成 28 年度に厚生労働省障害者総合福祉推進事業（調査研究）の一環として、当財団で調査研究を実施しその創設に協力した「自立生活援助」が、平成 30 年度より総合支援法上のサービスとして位置づけられ、磯子区生活支援センターでも開始しました。国事業を上手く活用しつつ、足りない部分を市単独事業の強みで補いつつ、それぞれの事業の強みを活かした連動のもとで、「障害があってもご本人が望む地域生活の可能性を広げ実現すること」について、個性性を重視した上で必要な支援を行っていきます。また本事業については、他障害を主たる専門とする事業所も数多くある強みを活かし、市域やブロックの連絡会等を通じて互いに学びあい、支援の幅を広げるためにも積極的に取り組みの発信、課題提起、提案などを行い、主に以下の点を重視し、より良い事業を展開していきます。

◆ 自立生活アシスタント事業利用者数

	H30年度
利用者数	17人
終了者数	12人

*参考：自立生活援助利用者数 3 名（令和元年末現在）

自立生活アシスタント事業の展開にあたっては、主に以下の点を重視しています。

①個別の自己実現につなげるアセスメントの充実

利用者の生活圏、活動圏に直接アプローチできる強みを最大限に活かし、利用者の自身の想いを中心として、自尊心や主体性の回復・向上を図り“希望”を形作り実現していくための効果的な関わりを模索します。関係性を重視しつつも有期的な目的志向の支援であることを意識し、専門的な視点から活用できるツールなども適宜駆使しながら多面的なアセスメントを基盤とし、利用者本人理解を図り支援を展開します。

②エンパワメントを重視した具体的な支援

上記のアセスメントを繰り返し深めながら、具体的な支援計画立案のもと利用者が地域生活を継続するために、実際の生活場面上において必要な助言やコミュニケーション支援などを行います。計画作成にあたっては利用者自身の参画の上で、ストレングス、エンパワメントの視点を重視したリカバリー志向を土台とします。

また、利用者自身への関わりのみならず、家族、その他利用者を取り囲む環境に対しても働きかけます。利用期限のあるサービスであることを意識し、いつまでも抱え込むことなく、その後継続して利用者を支える関係機関などへ、関わりやサポートのヒントとなるような気づきを分かりやすく伝えて活かしていただけるよう引継ぎ、利用者にとってより良い環境調整を行います。

③新たなケースの掘り起こし（潜在的ニーズへのアプローチ）

磯子区では主な定期的な連絡会として、「区障害支援担当MSWとの連絡会」、「3機関（生活支援センター、区役所、基幹相談支援センター）合同カンファレンス」、「地域ケアプラザとの連絡会」などを行っています。その中では、未受診や治療中断ケース、継続サービスにつながないケース、世帯の高齢化（要介護度の高まり）によってリスクが高まってきたケースなどが共有されています。そうした地域の中でのつながりを通して、自立生活アシスタントはもちろん、支援センター全体として関われるタイミングを逃さないよう、常にアンテナをはっておける立場を今後も取り続けます。

法人名



公益財団法人横浜市総合保健医療財団

様式 2

指定管理料提案書（収支予算書）（令和3～7年度）

（単位：千円）

【収入】

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
指定管理料	72,055	72,940	73,825	76,820	75,595
入浴サービス等実費徴収額	112	112	112	112	112
合 計	72,167	73,052	73,937	76,932	75,707

【支出】

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費	60,516	61,401	62,286	63,171	64,056
常勤職員（6名）	34,376	35,096	35,816	36,536	37,256
非常勤職員（4名）	11,708	11,708	11,708	11,708	11,708
アルバイト	2,993	2,993	2,993	2,993	2,993
調理アルバイト	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
嘱託医賃金	567	567	567	567	567
法定福利費	6,862	6,997	7,132	7,267	7,402
退職給与引当金	1,618	1,648	1,678	1,708	1,738
福利厚生費	60	60	60	60	60
労務厚生費	132	132	132	132	132
施設管理費	4,631	4,631	4,631	4,631	4,631
光熱水費	1,747	1,747	1,747	1,747	1,747
庁舎管理	2,884	2,884	2,884	2,884	2,884
修繕積立金	0	0	0	0	0
運営費	2,652	2,652	2,652	4,762	2,652
旅 費	397	397	397	397	397
消耗品費	189	189	189	189	189
印刷製本費	72	72	72	72	72
修繕費	334	334	334	334	334
通信運搬費	602	602	602	602	602
賃借料	174	174	174	174	174
備品等購入費	205	205	205	2,315	205
保険料	35	35	35	35	35
雑費	644	644	644	644	644
本部繰入金	4,368	4,368	4,368	4,368	4,368
合 計	72,167	73,052	73,937	76,932	75,707

団 体 名	公益財団法人横浜市総合保健医療財団
-------	-------------------

【留意事項】

- 1 指定管理料は提案額を基に、横浜市の予算の範囲内で協定にて定めます。
- 2 指定管理料提案書の積算を行うにあたって使用した計算式や積算根拠など、別に提出できる資料がある場合は、併せて提出してください。
- 3 本部繰入金については、センターの運営に必要な団体本部職員への給与等とします。

様式 2

指定管理料提案書（収支予算書）（令和8～12年度）

（単位：千円）

【収 入】

科目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
指定管理料	76,480	77,365	78,250	81,245	80,020
入浴サービス等実費徴収額	112	112	112	112	112
合 計	76,592	77,477	78,362	81,357	80,132

【支 出】

科目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	64,941	65,826	66,711	67,596	68,481
常勤職員（6名）	37,976	38,696	39,416	40,136	40,856
非常勤職員（4名）	11,708	11,708	11,708	11,708	11,708
アルバイト	2,993	2,993	2,993	2,993	2,993
調理アルバイト	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
嘱託医賃金	567	567	567	567	567
法定福利費	7,537	7,672	7,807	7,942	8,077
退職給与引当金	1,768	1,798	1,828	1,858	1,888
福利厚生費	60	60	60	60	60
労務厚生費	132	132	132	132	132
施設管理費	4,631	4,631	4,631	4,631	4,631
光熱水費	1,747	1,747	1,747	1,747	1,747
庁舎管理	2,884	2,884	2,884	2,884	2,884
修繕積立金	0	0	0	0	0
運営費	2,652	2,652	2,652	4,762	2,652
旅 費	397	397	397	397	397
消耗品費	189	189	189	189	189
印刷製本費	72	72	72	72	72
修繕費	334	334	334	334	334
通信運搬費	602	602	602	602	602
賃借料	174	174	174	174	174
備品等購入費	205	205	205	2,315	205
保険料	35	35	35	35	35
雑費	644	644	644	644	644
本部繰入金	4,368	4,368	4,368	4,368	4,368
合 計	76,592	77,477	78,362	81,357	80,132

団 体 名	公益財団法人横浜市総合保健医療財団
-------	-------------------

【留意事項】

- 1 指定管理料は提案額を基に、横浜市の予算の範囲内で協定にて定めます。
- 2 指定管理料提案書の積算を行うにあたって使用した計算式や積算根拠など、別に提出できる資料がある場合は、併せて提出してください。
- 3 本部繰入金については、センターの運営に必要な団体本部職員への給与等とします。

団体の概要

(令和 2 年 4 月現在)

(ふりがな) 商号又は名称	(こうえきざいだんほうじんよこはましそうごうほけんいりょうざいだん) 公益財団法人横浜市総合保健医療財団	
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。		
(ふりがな) 名称	()	
所在地	〒222-0035 横浜市港北区鳥山町 1 7 3 5 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください (市税納付状況調査(様式 6 同意書による)に使用します)。	
設立年月日	1992 年 4 月	
沿革	昭和 5 5 年度 「高齢者健康増進センター」構想(民政局) 「生涯保健医療センター」構想(市医師会) 昭和 5 6 年度 「設立委員会」設置 昭和 5 7 年度 「センター中間報告」(市医師会) 昭和 5 8 年度 「研究調査委員会」設置(衛生局) 昭和 5 9 年度 「基礎調査委員会」設置(衛生局) 昭和 5 9 年 8 月 「センター整備連絡会」発足 昭和 6 0 年 3 月 「基礎調査報告書」「ワーキンググループ」設置 (市医師会) 昭和 6 0 年度 「精神衛生施設構想研究会」設置(衛生局) 「建設推進協議会」調査委託ー寝たきり老人調査報告書ー 昭和 6 2 年 「精神衛生総合センター基本構想に関する基本的な考え方について」報告書提出(衛生局) 昭和 6 3 年 「生涯保健医療センター(仮称)基本設計」 平成 4 年 4 月 1 日 「財団法人横浜市総合保健医療財団」設立 同 1 0 月 1 日 横浜市総合保健医療センター運営開始 平成 1 1 年 5 月 1 日 神奈川区精神障害者生活支援センター運営開始 平成 1 5 年 1 1 月 1 日 財団法人横浜市救急医療センターと統合 平成 1 8 年 1 1 月 1 日 磯子区精神障害者生活支援センター運営開始 平成 2 1 年 6 月 1 日 総合保健医療センター内に港北区精神障害者生活支援センターを開設。 平成 2 4 年 4 月 1 日 公益法人制度改革に伴う、公益認定を受けて「公益財団法人横浜市総合保健医療財団」へ移行登記 平成 2 7 年 2 月 1 日 横浜市認知症疾患医療センター(診療所型(連携型))開設	

事業内容等	(1) 横浜市総合保健医療センターの管理運営 (指定管理) (2) 横浜市神奈川区精神障害者生活支援センターの管理運営 (指定管理) (3) 横浜市磯子区精神障害者生活支援センターの管理運営 (指定管理)			
財政状況 ※直近3か年 の事業年度分	年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	総 収 入	1, 870, 768, 027	1, 945, 621, 120	1, 925, 072, 757
	総 支 出	1, 870, 768, 027	1, 945, 621, 120	1, 876, 596, 805
	当期収支差額	0	0	48, 475, 952
	次期繰越収支差額	419, 709, 060	419, 709, 060	468, 185, 012
連絡担当者	(ふりがな) 氏名	[REDACTED]		
	部署・職名	総務部総務課・庶務係長		
	電話番号	045-475-0001	FAX	045-475-0002
	E-mail	[REDACTED]		
特記事項				